

児童養護施設等から児童自立支援施設へ措置変更された児童への
切れ目ない支援のための実践モデル開発

研究代表者

社会福祉法人神戸少年の町 遠藤洋二

共同研究者

関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科 原弘輝

三光塾 早川一穂 三光塾 貝田依子

大阪西本願寺常照園 西川千絵

神戸市こども家庭局若葉学園 永田政之

神戸市こども家庭センター 篠原拓弥

大阪府貝塚子ども家庭センター 金弘基

名桜大学人間健康学部看護学科 菊原美緒

1. まえがき

直近データ（令和4年度）によると、児童養護施設に23,000名程度、児童自立支援施設・児童心理治療施設に合わせて2,500名程度の児童が暮らしている。さらに、8,000名弱の児童が養育里親に措置されている。多くの児童は、地域社会で自立した生活をするまで同じ施設や里親の下で暮らしているが、逸脱行動等を理由に養育先が変わる（措置変更）児童も少なからず存在する。中には数か所の施設・里親を転々とすることもあり、それはとりもなおさず「捨てられ体験」の再現であり、児童の健全な成長発達にとって大きな課題を残すことにもなりかねない。措置変更そのものを全面的に否定するものではな

いが、「社会的養育」といった大きな枠組みの中で、社会が連続線上で児童を育む仕組み作りは必要不可欠である。

2. 目的

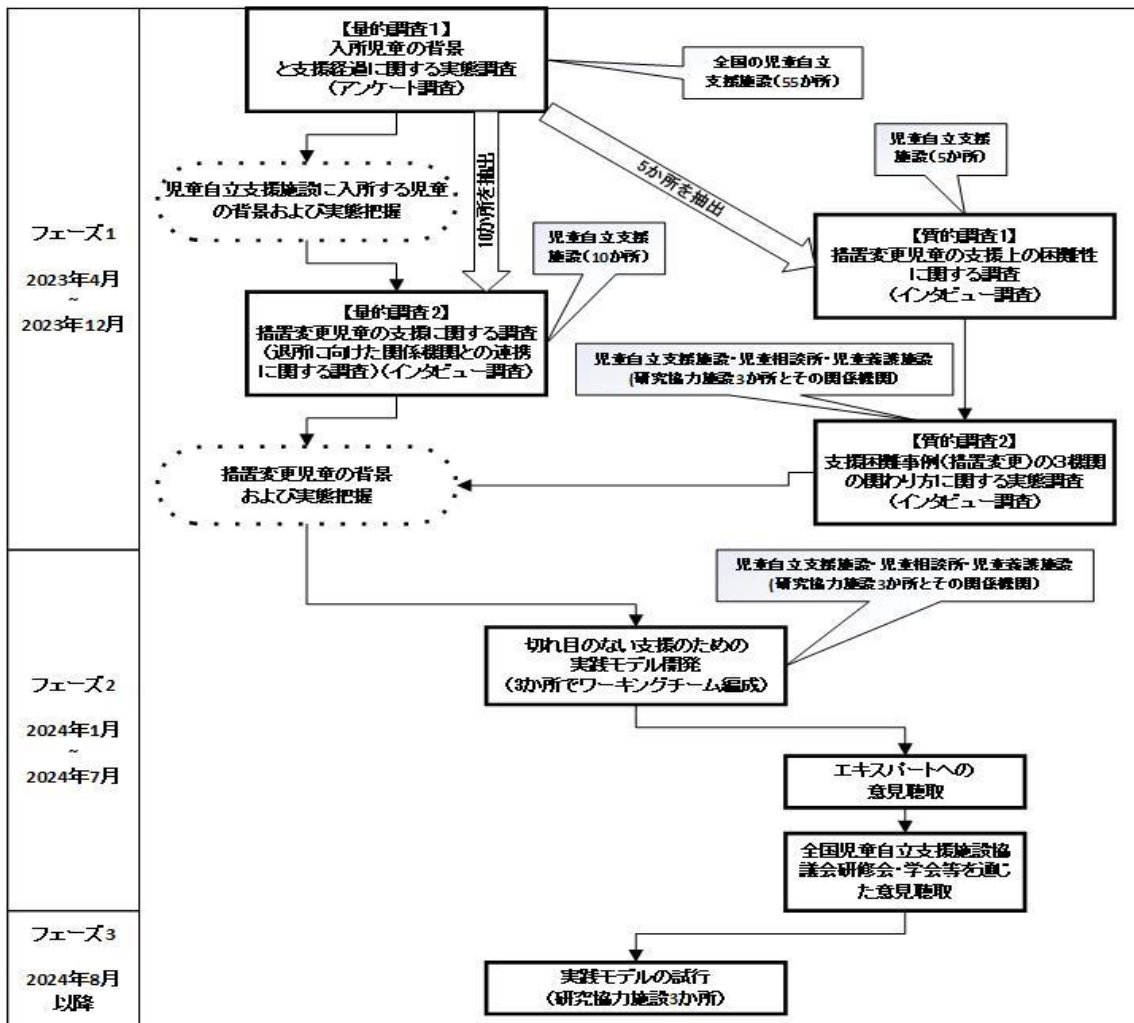
研究代表者は10数年にわたり、児童養護施設等入所型児童福祉施設（以下、「施設」）における児童同士の性暴力（以下、「児童間性暴力」）について調査研究を行い、2017年2月には「神戸児童間性暴力研究会」（神戸性暴研：<https://www.kobeseibouken.com>）を立ち上げ、児童養護施設・児童自立支援施設・児童相談所・自立援助ホーム等の職員・研究者が月1回の定例会を中心に、暴力（性暴力を含む）のない施設とするための実践方法を確立させるための研究、実践を行っており、来年度以降にはこれまでの成果をまとめたハンドブックを出版する予定である。これまでの研究で、児童間性暴力の70%は同性間で発生しており、加害児童のセクシャリティ（性的指向）とは直接関連しない性暴力が大半であることから、児童間性暴力の要因は必ずしも性衝動のみではないこと、児童間性暴力の加害児童が施設外で性問題行動を起こした例が見当たらないことなどから、このような性暴力の背景には、加害児の特性のみならず、施設のシステムや施設集団の力動が存在していることを一定明らかにしてきた。また、加害児とされる児童の一定数は、過去に性暴力の被害を受けていたいわゆる「性暴力の連鎖」があるなど、児童に対する適切なケアがなされていたならば、予防することも可能と思われる事例も相当数存在することも明らかになってきた。しかしながら、そのような点は放置されたまま、多くの加害児童はそれまで暮らしていた施設を離れ、児童自立支援施設等に措置変更されるといった表面的な解決に留まっているのが現状である。そのような児童は元来、家庭引き取りが困難である養護性の高い児童であるが、児童自立支援施設においても再び性的な逸脱行動を呈し少年院などの矯正施設に送致される例が見られる他、児童自立支援施設で中学校を卒業したとしても、元々暮らしていた施設に戻る例はごく稀であり、他の児童養護施設等に措置されたり、「やむなく」虐待行為者のいる家庭に戻されたりするなど、児童の最善の利益を念頭に置いた措置となっているかどうかは大きな疑問である。全国の児童自立支援施設に入所する児童の1/4は児童養護施設等からの措置変更であることを考えれば、児童間性暴力の加害児童も含めて措置変更児童が、社会的養育という枠組みの中で切れ目のない「連続線上の支援」を受けることが必要不可欠である。本研究においては、このような「児童間性暴力」と「措置変更」という2つのテーマ（課題）について、その実態を明らかにした上で、児童への切れ目のない支援を実現するために、児童自立支援施設を中心に関係機関も含めた実践モデルを策定することを目的としている。

3. 方法

実践モデルは、M-D&D(Modified Design & Development)の手続きにのっとり実施していく。M-D&Dは、実践現場で活用することを前提とした実践モデルの開発の手続きであり、フェーズ1：問題の把握と分析、フェーズ2：たたき台のデザイン、フェーズ3：試行と改良、フェーズ4：普及と詠え、という4段階で構成される。本助成研究期間においては、量的・質的調査により、児童養護施設等から児童自立支援施設への措置変更の現状と課題を客観的なデータに基づき明らかにした上で、実践モデルのたたき台をデザインし、研究協力施設3か所（以下、「研究協力施設」）で当該モデルに基づいた具体的な取り組みを開始する（フェーズ3の初期段階）までとした。

研究の全体像は、図1のとおりである。

図1：研究の全体像



(1) フェーズ1

①量的調査

量的調査1：「入所児童の背景と支援経過に関する実態調査」では、児童自立支援施設に入所となった際の措置理由や、当該児童の退所後の経過などについて、その実態把握を行うことを目的に郵送等によるアンケート調査を行った。本調査では、全国58か所の児童自立支援施設のうち、国立施設2施設、義務教育修了年齢のみの児童を受け入れている1施設を除いた55施設を対象とし、調査協力施設における過去5年間の入所児童の入所・退所に係る項目について、質問紙を作成・配布した上で回答を得た。

量的調査2：「措置変更児童の支援に関する調査（退所に向けた関係機関との連携に関する調査）」では、「入所児童の背景と支援経過に関する実態調査」で回答を得た調査協力施設のうち、11か所の児童自立支援施設を抽出し、児童養護施設等から児童自立支援施設に措置変更された児童のケースに関して、あらかじめ作成した質問項目を用いて、構造化インタビューによる調査を行った。本調査では、当該児童の退所に向けた他機関（児童相談所や措置変更前施設など）との連携がどの程度実施されているか、その実態を明らかにすることを目指した。

なお、調査の実施にあたっては事前に調査に関する説明を当該施設の施設長に実施し、同意書を徴収する。いずれの調査も調査票の回収後は、回答データを匿名化した上でIBM SPSS等の統計ソフトを用い、分析を行った。

②質的調査

質的調査1：「措置変更児童の支援上の困難性に関する調査」では、アンケート調査の対象施設から5か所の児童自立支援施設を抽出し、半構造化インタビューを実施した。本調査では、児童養護施設等から児童自立支援施設に措置変更された児童への、入所前から退所後までの支援の流れや全体像、措置変更児童に特有の困難性を明らかにすることを通して、措置変更児童への支援の実態を把握することを目指す。調査はインタビューガイドに沿って行い、量的調査では詳細な調査が難しいと考えられる「入所時（中）の支援の詳細」や「入所前のアセスメント」、「アフターケアの現状」等の項目について、具体的なエピソードも交えてもらいながら措置変更児童への支援の現状と課題を浮き彫りにした。インタビューは、「措置変更かどうか」「措置変更理由が児童間性暴力かどうか」の2点に着目して事例を複数抽出し、優先順位を付けた上で、優先順位の高い事例を担当した職員が在籍しており、インタビュー調査の同意が得られた施設から順次実施した。

質的調査2：「支援困難事例（措置変更）の3機関の関わり方に関する実態調査」では、児童自立支援施設・児童相談所・児童養護施設の3機関を対象にフォーカスグループインタビューを実施した。本調

査では、措置変更児童への支援について特に他機関との連携に着目し、3機関それぞれの立場からの「措置変更児童への支援」「他機関との連携」等に関する現状と課題を把握した。なお、いずれのインタビュー調査も当該施設の施設長・インタビュー対象者に倫理的配慮の説明をした後、同意書を徴収した上でICレコーダーに録音した。

また、録音したインタビューはテキスト化した上で、MAXQDAやKH Coderを用いたテキストマイニングにより質的に分析した。分析の結果から抽出された概念、実践モデルを構成する重要アイテムを構造化するとともに、実践場面で留意すべきポイントを整理し、量的調査の結果と併せて実践モデルの構築につなげたい。

(2) フェーズ2

フェーズ2においては、フェーズ1で行った調査の結果を基に、児童が児童養護施設等から児童自立支援施設に措置変更され、その後、児童自立支援施設での生活を経て自立するまでのプロセスを、プリケア（児童養護施設等から一時保護され児童自立支援施設に入所するまで）・アドミッションケア（入所時）・インケア（入所中）・リービングケア（退所前）・アフターケア（退所後）の5段階に分け、それぞれにおける実践上の課題を解決あるいは緩和する支援モデルを策定する。具体的には全国から3つの児童自立支援施設職員と本研究メンバー合同のワーキンググループを立ち上げ、KJ法・バズセッション・グループワークなどを繰り返しながら、臨床の知を集約し可視化するなど、これまでの研究で実践モデルを策定してきた成果を活用しながら実施した。また、それぞれのワーキンググループで策定したモデルは、児童自立支援施設の支援に関して専門的な知識を有している学識経験者へのヒアリング・インタビュー、全国児童自立支援施設協議会、学会における発表などを通じて、広範に意見を聴取し、より使いやすいモデルとしてブラッシュアップしていった。

(3) フェーズ3

それぞれの施設で策定した実践モデルを活用した援助を実際に行い、各施設および神戸児童間性暴力研究会が協働してモニタリングおよび効果測定する。（なお、モニタリングおよび効果測定は、長期間の取り組みになることから研究期間の終了後に実施するものとする）

4. 研究経過

定例研究会を月1回のペースで実施し、各回において共同研究者を中心に性暴研メンバーが10名前後参加をした。また各調査研究を行うサブグループを編成して、定例研究会の実施日以外にも連絡をとりあって適宜ミーティングを実施し、各調査研究の進捗状況の報告・管理を定例研究会にて行った。定例研究会の開催方法としては、基本的に対面で実施し、遠隔地居住の共同研究者においてはオンラインで参加できる形式をとった。一部、対面での定例研究会実施が難しい回があり、その際はオンラインで実施した。

各回の定例研究会における具体的な議論や研究の経過は以下の通りである。

<第1回：2023年4月8日（神戸市中央区文化センター）>

研究会の組織体制、調査研究の役割分担について協議して決定した。また研究を進めるにあたって、2023年6月の全国児童自立支援施設協議会にて、全国の児童自立支援施設に研究の趣旨等を周知報告することになった。次回までに量的調査・質的調査それぞれについて研究デザインを作成すること、倫理審査に向けて研究方法などを作成することとなった。

<第2回：2023年5月13日（神戸市中央区文化センター）>

倫理審査に向けて各調査の内容、質問項目などを協議して精査を行った。また量的調査、質的調査ともに対象となる施設側に負担の少ない実施方法、調査依頼の手順を話し合って決定した。両調査ともに6月中に予備調査を完了させるスケジュールで予備調査の対象施設に順次依頼を行っていくことを確認し、リサーチクエスチョンをサブグループにて話し合っていくこととなった。

<第3回：2023年7月8日（神戸市中央区文化センター）>

全国児童自立支援施設協議会にて調査の説明を行って了承を得られたことで、量的調査1を実施する準備を進め、サブグループにて調査項目等の打ち合わせを行って確定させることとなった。その上で、予備調査の対象施設にて実施後に意見をいただき修正することを確認した。質的調査についてはインタビューガイドの内容を引き続き協議した。

<第4回：2023年8月12日（神戸市中央区文化センター）>

予備調査の日程調整、訪問する共同研究者について話し合い、各施設の窓口となる担当者を決定した。スケジュールの再調整をもとに予備調査を行った上で調査項目の修正をし、本調査を行う期限を再確認した。合わせて、質的調査についてインタビューガイドの検討や分析方法について協議を行い、半構造化面接を行ったデータはMAX-QDAを用いて分析していくこととなった。また、量的調査の結果を踏

まえて対象施設を抽出すること、各施設2～3ケースを偏りなくピックアップしていただくことを確認した。

<第5回：2023年9月9日（神戸市中央区文化センター）>

量的調査1は予備調査を踏まえて質問項目に関する修正点の検討を行った。修正完了後には、全国の児童自立支援施設長に依頼文と同意書を送付して説明会を実施するスケジュールを確認した。依頼文作成および説明会の実施担当者を決め、滞りなく調査を進める準備を整えた。質的調査は量的調査の実施と並行して準備を進めていくことを確認し、その後、サブグループによる話し合いを行った。

<第6回：2023年10月10日（オンライン実施）>

量的調査の調査票を送った施設から返送があり、施設側の担当者が確定した施設に対して説明会を行う旨の連絡を送ることになった。調査の回答方法マニュアルの検討を行い、回答率を上げるための工夫を話し合った。担当者の返事がない施設には連絡を入れることも検討した。質的調査はサブグループ中心にインタビューガイドを検討し、予備調査を開始すること、量的調査1を終えた施設から抽出して打診を行っていくスケジュールを確認した。

<第7回：2023年11月11日（神戸市中央区文化センター）>

量的調査と質的調査の進捗状況の共有を行った。量的調査1のデータ集積、分析するスケジュールを確認し、未回収の施設には再度打診する方向で調整を行うこと、SPSSによる分析を開始することとなった。質的調査は予備調査が終わって修正したインタビューガイドを共有し、質的調査1の対象施設との日程調整、ケース抽出の方法などについて協議を行い、順次担当者を決定して取り掛かることを決めた。

<第8回：2023年12月9日（神戸市中央区文化センター）>

質的調査1の対象5施設が決定し、それぞれの担当者が日程調整等のやりとりを行っていることを共有した。量的調査1についても回答が集まっており、分析にかけ始めている段階にあることを共有し、今後の全体的なスケジュールを協議して調整を行った。また実践モデル開発に向けて、サブグループを中心に動きを進めていくことを確認した。

<第9回：2024年1月20日（神戸市中央区文化センター）>

質的調査1を実施した1施設について内容を共有し、今後のインタビューに活かせる事柄を協議しあった。概ねインタビューガイドも修正なく実施できること、調査を進めていき、随時文字起こしと分析に入るスケジュールを確認した。量的調査1の単純分析の結果を共有し、どのようにクロス分析をしていくのかについて話し合った。formsにて意見を集約すること、その意見を基に次回分析結果を出すこととなる。量的調査2、質的調査2、実践モデルのワーキングのスケジュールを確認して準備を進めることを確認した。

<第10回：2024年2月10日（神戸市中央区文化センター）>

質的調査1の実施2施設の内容を共有した。また量的調査1のクロス集計の結果をもとに考えられる要因などの話し合いを行い、以後の分析の視点を協議した。量的調査2の実施施設の抽出、実施方法の検討を行い、順次打診を行っていくことを確認した。合わせて、質的調査2についても対象施設の抽出を行い、スケジュールを確認した。実践モデルは施設とのワーキンググループをつくる動きが必要なことを共有し、対象となる施設の検討を行った。

<第11回：2024年3月9日（神戸市中央区文化センター）>

質的調査1の実施2施設の内容を共有し、対象5施設の調査を終えたため、逐語録の分析に入っていくことを確認した。量的調査2で全施設の内諾が得られ、具体的な半構造化面接での項目の検討を行った。質的調査2、実践モデル開発については日程調整や担当者間での協議などの進捗状況の確認を行った。

<第12回：2024年4月13日（エキマエ+）>

量的調査2、質的調査2の進捗状況を確認し、スケジュールに沿って具体的に訪問調査をする日程を詰める必要性を共有した。実践モデル開発のワーキングは施設側の準備もあり、やや進行に遅れが見られているため、どのように調整していくのかを協議してスケジュールの調整を行った。

<第13回：2024年5月11日（神戸市中央区文化センター）>

量的調査2の進捗状況を確認し、質的調査2は実施した1関係機関の結果を共有した。また質的調査1の分析方法や視点について協議を行い、KHコーダーでの分析も必要かどうか検討を行った。実践モデル開発はスケジュールを確認し、実際にワーキングを進めている1施設の現況報告を踏まえて、他2施設での実施方法などの工夫を協議した。早急に打診してワーキングを進めていくこととなった。

<第14回：2024年6月8日（神戸市中央区文化センター）>

量的調査2および質的調査2の進捗状況を確認し、未実施の施設への調査スケジュールを共有した。また質的調査で用いるKHコーダーについて、どのような分析が可能なかを類似研究で共有し、質的分析に関するメンバー間の理解を深めた。実践モデル開発についてはワーキングの実施方法を検討した。

<第15回：2024年7月13日（エキマエ+）>

量的調査2の進捗状況を確認し、質的調査2の3関係機関での結果を報告しあつた。質的調査1はMAX-QDAでの分析経過を共有して意見を出し合った。実践モデル開発もスケジュールの目処が立ち、3施設でのモデル化、その後の包括的な構造化に向けた協議を行った。

<第16回：2024年8月10日（神戸市中央区文化センター）>

量的調査1、2の分析結果について詳細を共有し、結果から考えられることを話し合った。その他、進捗状況を確認するとともに、エキスパートへの聞き取りについてスケジュールの確認を行った。

<第17回：2024年8月27日（オンライン）>

質的調査1の最終分析結果を共有し、意見を出し合った。質的調査2はKHコーダーでの分析結果を共有し、さらなるブラッシュアップに向けてテキストの語句の統一や修正を行うこととなった。

<第18回：2024年9月11日（オンライン）>

実践モデル開発のワーキングを行った3施設の実践モデルを共有し、3施設のモデルをまとめた上でエキスパートへのヒアリングを行うため、包括的な構造化に向けて意見を出し合った。エキスパートのヒアリングは対象者が決まり、日程調整に入った。質的調査2はKHコーダーでの再分析の結果から見えることを出し合い、今後は考察を行っていくこととなった。

5. 結果

（1）量的調査1

①調査方法と調査対象者

全国58か所の児童自立支援施設のうち、国立施設2施設、義務教育修了年齢のみの児童を受け入れている1施設を除いた55施設を調査対象施設とし、それらに対して、全国児童自立支援施設協議会を通じて調査の趣旨、個人情報等に関する事項等を説明するとともに、書面を送付し、同意書に署名をいただいたうえで回答用ファイルを送付する形で調査を実施した。また、回答は任意であることも説明してい

る。倫理的配慮として、調査の回答に際しては、個人が特定できないよう、匿名化された上で、あらかじめパスワードを設定した回答用の所定ファイル（Microsoft Excel）を準備し、そこへ質問項目についての回答を入力、データ送信する形でデータの授受を行った。調査票の回収後は、回答データを匿名化した上で IBM SPSS Ver. 28 を用い、分析を行った。

②調査項目

調査協力施設における過去5ヵ年（2018年4月1日～2023年3月31日）の間に入所した児童の入所・退所に係る項目について設問を設定した。詳細な項目については表1のとおりである。

表1：量的調査1における調査項目 一覧

| | |
|------|---|
| 基本情報 | 氏名（ID）、性別、生年月日 |
| 入所時 | 入所経路、入所年月日、入所理由、一時保護の有無、入所前の生活場所、前入所施設等の入所年月日、利用してきた社会的養護施設等の数、定期的な通院、知的能力、発達障害、各種手帳の有無被虐待経験、保護者の状況 |
| 入所中 | 寮生活の状況、学校生活の状況、指導の困難さ、無断外出の有無、面会の有無、帰省の実施 |
| 退所後 | 退所年月日、退所理由、退所後の居住場所 |

全国55施設の調査対象のうち、31施設から2021名分の回答を得た。

③単純集計

まず、今回回答を得た2,201名の基本属性について、性別は男児が約7割、女児が約3割となっている（表2）。また、入所経路としては、保護処分が13.4%なのに対し、児童相談所からの措置で入所した児童が86.6%を占める結果となった（表3）。また、この期間に入所した児童の87.0%は一時保護所等で一定期間過ごしたのちに入所をしてきていた。

表2：性別

| 性別 | 度数 | 割合 |
|----|------|--------|
| 男 | 1385 | 71.3% |
| 女 | 557 | 28.7% |
| 合計 | 1942 | 100.0% |

表3：入所経路

| 入所経路 | 度数 | 割合 |
|------|------|--------|
| 保護処分 | 271 | 13.4% |
| 措置 | 1749 | 86.6% |
| 合計 | 2020 | 100.0% |

児童の入所前の生活場所については、家庭が最も多く全体の74.9%を占めるものの、児童養護施設や里親、児童心理治療施設などからの措置変更で入所してきた児童も全体の22.0%を占めていることが明らかとなり（表4）、5施設以上を渡り歩いてきた児童も複数ケース見られた。

表4：入所前の生活場所

| 入所前の生活場所 | 度数 | 割合 | |
|------------|------|--------|---------------|
| 自宅 | 1509 | 74.9% | |
| 自宅以外の養育者宅 | 29 | 1.4% | |
| 里親 | 49 | 2.4% | 443件 22.0% |
| 児童養護施設 | 308 | 15.3% | |
| 児童心理治療施設 | 44 | 2.2% | |
| 他の児童自立支援施設 | 15 | 0.7% | |
| その他の児童福祉施設 | 27 | 1.3% | |
| その他 | 33 | 1.6% | |
| 合計 | 2014 | 100.0% | |

入所理由としては性非行（20.1%）が最も多く、家庭内非行（14.5%）、窃盗（12.5%）の順となっている。また、施設不適応としての性的暴力が入所理由になっている児童も全体の4.9%となっており、なんらかの性的問題によって入所してくる児童が4人に1人の割合でいることが今回の調査で明らかとなった（表5）。

表5：入所理由

| 入所理由 | 強盗等 | 暴力非行 | 窃盗 | 放火・火遊び | 家庭内非行 | 校内非行 | 施設不適応 | | | | | | 家出・浮浪・徘徊 | 性非行 | 不良交遊 | 生活指導を要する | 保護者等の放任・怠だ | 保護者等の虐待・酷使 | その他 | 合計 |
|------|------|------|-------|--------|-------|------|-------|-------|------|-------|------|------|----------|-------|------|----------|------------|------------|------|--------|
| | | | | | | | 指導不服従 | 身体的暴力 | 性的暴力 | その他暴力 | いじめ | その他 | | | | | | | | |
| 件数 | 5 | 145 | 252 | 23 | 292 | 26 | 83 | 89 | 98 | 15 | 1 | 37 | 197 | 406 | 38 | 118 | 39 | 117 | 37 | 2018 |
| 割合 | 0.2% | 7.2% | 12.5% | 1.1% | 14.5% | 1.3% | 4.1% | 4.4% | 4.9% | 0.7% | 0.0% | 1.8% | 9.8% | 20.1% | 1.9% | 5.8% | 1.9% | 5.8% | 1.8% | 100.0% |

次に、入所児童の知的能力、発達障害の有無については、15.0%の児童が軽度遅滞域であり、ボーダーの児童も23.7%いること（表6）、発達障害については、なんらかの確定診断を受けている児童が約4割、疑いの診断を受けている児童を含めると半数を超えることが明らかとなった（表7）。

表6：知的能力

| 知的能力 | 度数 | 割合 |
|-------|------|--------|
| 優域 | 92 | 4.6% |
| 普通域 | 1129 | 56.0% |
| ボーダー | 479 | 23.7% |
| 軽度遅滞 | 303 | 15.0% |
| 中等度遅滞 | 8 | .4% |
| 不明 | 6 | .3% |
| 合計 | 2017 | 100.0% |

表7：知的障害

| 発達障害 | 度数 | 割合 |
|------------|------|--------|
| 無 | 882 | 43.8% |
| 発達障害の疑い有 | 289 | 14.4% |
| 発達障害の確定診断有 | 842 | 41.8% |
| 合計 | 2013 | 100.0% |

また、入所児童の被虐待経験については、全体の約7割の児童が被虐待経験を有していること（表88）、その児童のうち最も多い割合を占めるのは身体的虐待で全体の54.2%であることが明らかとなった（表9）。

表 8：被虐待経験の有無

| 被虐待経験 | 度数 | 割合 |
|-------|------|--------|
| なし | 621 | 30.8% |
| あり | 1397 | 69.2% |
| 合計 | 2018 | 100.0% |

表 9：被虐待の虐待種別

| 虐待種別 | 度数 | 割合 |
|-------|------|--------|
| 身体的虐待 | 757 | 54.2% |
| 性的虐待 | 30 | 2.1% |
| 心理的虐待 | 220 | 15.7% |
| ネグレクト | 390 | 27.9% |
| 合計 | 1397 | 100.0% |

加えて、入所児童の保護者については、実父母の元で養育を受けていた児童は全体の 22.7%にとどまり、半数以上がひとり親家庭であることも明らかとなった（表 10）。

表 10：保護者の類型

| 保護者 類型 | 度数 | 割合 |
|------------|------|--------|
| 実父母 | 457 | 22.7% |
| ひとり親（血縁者） | 1087 | 53.9% |
| 両親（血縁なし含む） | 366 | 18.1% |
| ひとり親（血縁なし） | 19 | .9% |
| その他血縁者 | 66 | 3.3% |
| その他 | 22 | 1.1% |
| 合計 | 2017 | 100.0% |

次に、施設入所期間中の児童の様子については、児童自立支援施設の寮生活・学校生活それぞれでの状態は表 11、12 の通りであり、どちらも正規分布のような形の結果となった。

表 11：寮生活の様子

| 寮生活の様子 | 度数 | 割合 |
|-----------|------|--------|
| 良い | 525 | 27.3% |
| どちらとも言えない | 907 | 47.1% |
| 悪い | 494 | 25.6% |
| 合計 | 1926 | 100.0% |

表 12：学校生活の様子

| 学校生活の様子 | 度数 | 割合 |
|-----------|------|--------|
| 良い | 579 | 30.3% |
| どちらとも言えない | 967 | 50.5% |
| 悪い | 368 | 19.2% |
| 合計 | 1914 | 100.0% |

一方で、職員に指導の困難さを感じるかどうかを問う設問に対しては、半数以上の児童に対し、なんらかの指導上の困難さを感じている結果が見られた（表 13）。また、施設入所期間中に無断外出のある児童の割合は、11.2%にとどまる結果となった（表 14）。

表 13：指導の困難さ

| 指導の困難さ | 度数 | 割合 |
|-----------|------|--------|
| 感じる | 1024 | 52.9% |
| どちらとも言えない | 380 | 19.6% |
| 感じない | 530 | 27.4% |
| 合計 | 1934 | 100.0% |

表 14：無断外出の有無

| 無断外出 | 度数 | 割合 |
|------|------|--------|
| 無 | 1765 | 88.8% |
| 有 | 222 | 11.2% |
| 合計 | 1987 | 100.0% |

入所時の保護者等との交流については、約 2 割の児童が面会できておらず（表 15）、3 割以上の児童が帰省できていない実情も明らかとなった（表 16）。

表 15：保護者との面会

| 保護者面会 | 度数 | 割合 |
|---------------|------|--------|
| 頻繁 | 571 | 28.8% |
| 時々（数ヶ月に1回程度） | 732 | 37.0% |
| 稀（半年～1年に1回程度） | 284 | 14.3% |
| なし | 394 | 19.9% |
| 合計 | 1981 | 100.0% |

表 16：帰省の有無

| 帰省の実施 | 度数 | 割合 |
|-------|------|--------|
| 無 | 635 | 31.9% |
| 有 | 1354 | 68.1% |
| 合計 | 1989 | 100.0% |

また、措置変更児童の入所前の生活場所にのみ着目すると、全体の22.0%を占める措置変更児童のうち、その約7割は児童養護施設からの措置変更児童であることがわかった（表17）。

表17：措置変更児童の措置変更元の施設種別

| 措置変更元の施設種別 | 度数 | 割合 |
|------------|-----|--------|
| 里親 | 49 | 11.1% |
| 児童養護施設 | 308 | 69.5% |
| 児童心理治療施設 | 44 | 9.9% |
| 他の児童自立支援施設 | 15 | 3.4% |
| その他の児童福祉施設 | 27 | 6.1% |
| 合計 | 443 | 100.0% |

児童自立支援施設を退所となった児童の退所先については、自宅や親族等と同居といった家庭復帰になるケースが57.2%、住み込み就職や学生寮といった形で自立に近いケースが5.2%、施設等への措置変更等になるケースが33.4%となっている（表18）。その内訳としては児童養護施設が過半数を占めており、児童自立支援施設と児童養護施設の連携の重要性が示唆される結果となった（表19）。

表18：退所後の居所

| 退所後の居所 | 度数 | 割合 |
|---------------|------|-------|
| 自宅 親族等と同居 | 922 | 57.2% |
| 住み込み就職 学生寮 | 83 | 5.2% |
| 施設等 | 538 | 33.4% |
| その他 | 69 | 4.3% |
| 合計 | 1612 | 100% |

表19：施設変更後の施設種別

| 施設変更後の施設種別 | 度数 | 割合 |
|--------------|-----|--------|
| 児童養護施設 | 285 | 53.0% |
| 児童自立支援施設（地方） | 29 | 5.4% |
| 児童自立支援施設（国立） | 16 | 3.0% |
| 児童心理治療施設 | 15 | 2.8% |
| 障害児者支援施設 | 45 | 8.4% |
| 自立援助ホーム | 69 | 12.8% |
| 少年院 | 19 | 3.6% |
| その他 | 60 | 11.2% |
| 合計 | 545 | 100.0% |

④クロス集計

次に、単純集計結果を基に2項目でのクロス集計を行った。まず、職員が困難さを感じている児童の特徴として児童の属性とのクロス集計を行った（表20）。その結果、女兒は男児に比べ、寮生活の様子が悪く、指導に困難さを感じることに、児童相談所から措置された児童は保護処分を受けて入所する児童より寮・学校生活の様子が悪いこと、発達障害の診断があること、無断外出が見られる児童、保護者の面会がない児童、帰省ができていない児童、措置変更児童は生活の様子が悪く、指導に困難さを感じられること、ひとり親家庭の児童は寮生活の様子が悪いことがそれぞれ1%水準で有意差が認められた。

表20：困難性の高い児童の特徴

| | 寮生活 | 学校生活 | 指導の困難さ |
|-----------|-----|------|--------|
| 女兒 | × | | × |
| 児相からの措置 | × | × | |
| 発達障害の診断あり | × | × | × |
| 無断外出あり | × | × | × |
| 保護者の面会なし | × | × | × |
| 帰省なし | × | × | × |
| 措置変更児童 | × | × | × |
| ひとり親家庭 | × | | |

そこで、措置変更児童特有の困難性について明らかにするために、以下の通り家庭から入所した児童と措置変更児童によるクロス集計を行った。その結果、措置変更児童は保護者の面会がない児童の割合(53.8%)（表21）、計画通りの帰省ができていない児童の割合(37.7%)（表22）がそれぞれ高いことも今回の調査で明らかとなった（いずれも $P<0.01$ ）。

表 21 : 入所前の生活場所 と 保護者面会 のクロス表

| 入所前の生活場所 | 頻繁 | 保護者面会 | | | 合計 | |
|----------|-------------|----------------|------------------|-------|-------|--------|
| | | 時々 (数ヶ月に01回程度) | 稀 (半年~01年に01回程度) | なし | | |
| 家庭等 | 度数 | 503 | 580 | 203 | 220 | 1506 |
| | 入所前の生活場所の % | 33.4% | 38.5% | 13.5% | 14.6% | 100.0% |
| | 調整済み残差 | 8.0 | 2.6 | -1.9 | -10.5 | |
| 社会的養護施設 | 度数 | 54 | 144 | 75 | 165 | 438 |
| | 入所前の生活場所の % | 12.3% | 32.9% | 17.1% | 37.7% | 100.0% |
| | 調整済み残差 | -8.6 | -2.0 | 1.9 | 10.6 | |
| その他 | 度数 | 13 | 6 | 5 | 8 | 32 |
| | 入所前の生活場所の % | 40.6% | 18.8% | 15.6% | 25.0% | 100.0% |
| | 調整済み残差 | 1.5 | -2.1 | .2 | .7 | |
| 合計 | 度数 | 570 | 730 | 283 | 393 | 1976 |
| | 入所前の生活場所の % | 28.8% | 36.9% | 14.3% | 19.9% | 100.0% |

カイ 2 乗検定

| | 値 | 自由度 | 漸近有意確率 (両側) |
|-----------------|----------------------|-----|-------------|
| Pearson のカイ 2 乗 | 153.980 ^a | 6 | <.001 |
| 尤度比 | 152.814 | 6 | <.001 |
| 線型と線型による連関 | 113.070 | 1 | <.001 |
| 有効なケースの数 | 1976 | | |

a. 1 セル (8.3%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度数は 4.58 です。

表 22 : 入所前の生活場所 と 帰省の実施 のクロス表

| 入所前の生活場所 | 頻繁 | 帰省の実施 | | 合計 |
|----------|-------------|-------|-------|--------|
| | | なし | あり | |
| 家庭等 | 度数 | 384 | 1127 | 1511 |
| | 入所前の生活場所の % | 25.4% | 74.6% | 100.0% |
| | 調整済み残差 | -11.0 | 11.0 | |
| 社会的養護施設 | 度数 | 236 | 203 | 439 |
| | 入所前の生活場所の % | 53.8% | 46.2% | 100.0% |
| | 調整済み残差 | 11.2 | -11.2 | |
| その他 | 度数 | 12 | 21 | 33 |
| | 入所前の生活場所の % | 36.4% | 63.6% | 100.0% |
| | 調整済み残差 | .6 | -.6 | |
| 合計 | 度数 | 632 | 1351 | 1983 |
| | 入所前の生活場所の % | 31.9% | 68.1% | 100.0% |

カイ 2 乗検定

| | 値 | 自由度 | 漸近有意確率 (両側) |
|-----------------|----------------------|-----|-------------|
| Pearson のカイ 2 乗 | 126.181 ^a | 2 | <.001 |
| 尤度比 | 119.956 | 2 | <.001 |
| 線型と線型による連関 | 102.087 | 1 | <.001 |
| 有効なケースの数 | 1983 | | |

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度数は 10.52 です。

また、過去に受けた虐待種別についてクロス集計を行ったところ、措置変更児童はよりネグレクトを受けた経験のある児童の割合が高い（39.4%）ことがわかった（ $P<0.01$ ）（表 23）。

表 23：入所前の生活場所 と 虐待種別 のクロス表

| 入所前の生活場所 | | 虐待種別 | | | | 合計 |
|----------|-------------|-------|------|-------|-------|--------|
| | | 身体的虐待 | 性的虐待 | 心理的虐待 | ネグレクト | |
| 家庭等 | 度数 | 591 | 19 | 178 | 258 | 1046 |
| | 入所前の生活場所の % | 56.5% | 1.8% | 17.0% | 24.7% | 100.0% |
| | 調整済み残差 | 2.9 | -1.2 | 2.2 | -4.7 | |
| 社会的養護施設 | 度数 | 153 | 8 | 34 | 127 | 322 |
| | 入所前の生活場所の % | 47.5% | 2.5% | 10.6% | 39.4% | 100.0% |
| | 調整済み残差 | -2.8 | .6 | -2.9 | 5.3 | |
| その他 | 度数 | 12 | 2 | 8 | 4 | 26 |
| | 入所前の生活場所の % | 46.2% | 7.7% | 30.8% | 15.4% | 100.0% |
| | 調整済み残差 | -.8 | 2.0 | 2.1 | -1.4 | |
| 合計 | 度数 | 756 | 29 | 220 | 389 | 1394 |
| | 入所前の生活場所の % | 54.2% | 2.1% | 15.8% | 27.9% | 100.0% |

カイ 2 乗検定

| | 値 | 自由度 | 漸近有意確率 (両側) |
|-----------------|---------------------|-----|----------------|
| Pearson のカイ 2 乗 | 39.551 ^a | 6 | <.001 |
| 尤度比 | 36.639 | 6 | <.001 |
| 線型と線型による連関 | 10.471 | 1 | .001 |
| 有効なケースの数 | 1394 | | |

a. 2 セル (16.7%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度数
は .54 です。

⑤考察

以上の調査結果を踏まえ、児童自立支援施設における入所児童の実態について明らかになったことを述べていく。まず、今回の調査で児童自立支援施設に入所している児童の 22.0%が措置変更の入所であること、その約 7 割が児童養護施設からの措置変更であり、児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更する児童の数が多いたことが明らかとなった。また、入所児童全体の特徴としては、発達障害の確定診断を受けている児童が 4 割以上いることが大きな特徴と言える。この傾向については、こども家庭庁の最新の調査（2024）でも、ADHD の児童が 42.3%、PDD の児童が 39.4%という結果が出ている。しかしながら、5 年前の同様の調査では、ADHD の児童が 30.0%、PDD の児童が 24.7%であり、どちらもこの 5 年間で 10 ポイント以上増加しており、この 5 年間で入所児童の属性が変化してきていることが窺える。実際、本調査で職員が指導に困難性を感じる児童の特徴として、「発達障害のある児童」が挙がっており、この増加傾向を踏まえると、発達障害の児童に対する支援策の充実化は児童自立支援施設にとって急務と言えるだろう。

また、措置変更児童の入所理由について詳細を見ていくと、措置変更児童のうち、69.9%の児童が施設不応による措置変更であることがわかっている。この数値は、遠藤（2015）がおこなった調査結果と比較して9.0ポイント増加していることがわかる。加えて、性的事案（性非行、性的暴力の合計）で措置変更となった児童の割合も、9.6ポイント上昇しており、施設内不応のある児童が児童自立支援施設に措置変更されていること、性的事案を理由とした措置変更児童が大きな割合であることを示している（表24、25）。

表24：遠藤（2015）の調査結果

| 入所理由 | | 割合 |
|------------|-------|--------|
| 暴力非行 | | 4.3% |
| 窃盗 | | 10.8% |
| 放火・火遊び | | 0.6% |
| 家庭内非行 | | 1.4% |
| 校内非行 | | 0.9% |
| 施設不応 | 指導不服従 | 27.1% |
| | 身体的暴力 | 12.5% |
| | 性的暴力 | 12.5% |
| | その他暴力 | 3.1% |
| | いじめ | 2.0% |
| | その他 | 3.7% |
| 家出・浮浪・徘徊 | | 4.6% |
| 性非行 | | 7.7% |
| 不良交遊 | | 2.0% |
| 生活指導を要する | | 4.8% |
| 保護者等の放任・怠だ | | |
| 保護者等の虐待・酷使 | | |
| その他 | | 2.0% |
| 合計 | | 100.0% |

60.9%

表25：今回の調査結果

| 入所理由 | | 割合 |
|------------|-------|--------|
| 暴力非行 | | 5.4% |
| 窃盗 | | 3.2% |
| 放火・火遊び | | 0.5% |
| 家庭内非行 | | 2.5% |
| 校内非行 | | 0.7% |
| 施設不応 | 指導不服従 | 18.6% |
| | 身体的暴力 | 19.2% |
| | 性的暴力 | 21.0% |
| | その他暴力 | 3.4% |
| | いじめ | 0.2% |
| | その他 | 7.5% |
| 家出・浮浪・徘徊 | | 0.7% |
| 性非行 | | 8.8% |
| 不良交遊 | | 0.7% |
| 生活指導を要する | | 2.7% |
| 保護者等の放任・怠だ | | 0.7% |
| 保護者等の虐待・酷使 | | 3.2% |
| その他 | | 1.1% |
| 合計 | | 100.0% |

69.9%

次に被虐待児童のうち措置変更児童は、ネグレクト被害を受けた児童の割合が高い点については、措置変更児童の変更元がネグレクト児童を多く受け入れている児童養護施設であることを考慮すれば頷ける話であるが、いずれにしても今後、児童自立支援施設においては身体的虐待を受けた児童のみならず、ネグレクト被害を受けた児童に対する支援を行う必要があると言えるだろう。

また、措置変更児童が家庭から入所した児童と比べ、保護者との交流が乏しい点も支援する上で考えないといけない点である。措置変更児童は児童自立支援施設での生活を終えた後、いずれ退所をしていく。家庭との関係が希薄な場合、家庭復帰することは容易ではなく、また、原籍施設へ復帰することも

施設不適應による措置変更の場合は簡単なことではないだろう。つまり、措置変更児童においては、退所後の居所についてより一層注力して取り組むことが求められるだろう。

以上、調査結果から考えられる点について考察した。入所前のプリケアから、アドミッションケア、施設内でのインケアから、リービングケア、退所後のアフターケアにわたるまで、措置変更児童に適した支援を切れ目なく展開していくことが求められる。そのために、必要な、また求められる支援について、その実際について明らかにしていくことが必要であるだろう。

(2) 量的調査2

①調査目的

当該児童の退所に向けた他機関（児童相談所や措置変更前施設など）との連携がどの程度実施されているか、その実態を明らかにすることを旨とする量的調査2「措置変更児童の支援に関する調査（退所に向けた関係機関との連携に関する調査）」を実施した。

②調査方法と調査対象者

量的調査1「入所児童の背景と支援経過に関する実態調査」で回答を得た調査協力施設のうち、特に措置変更児童の入所が多い11か所の児童自立支援施設を抽出し、児童養護施設等から児童自立支援施設に措置変更された児童のケースに関して、あらかじめ作成した質問項目を用いて、構造化インタビューによる調査を行った。個人情報等に関する事項等を説明するとともに、書面を送付し、同意書に署名をいただいたうえで質問項目を送付した。また、回答は任意であることも説明している。倫理的配慮として、調査の回答に際しては、個人が特定できないよう、匿名化された上で、あらかじめパスワードを設定した回答用の所定ファイル（Microsoft Excel）を準備し、そこへ質問項目についての回答をあらかじめ入力してもらった上で、調査員が訪問し、聞き取る形で回答を得た。調査票の回収後は、回答データを匿名化した上でIBM SPSS Ver. 28を用い、分析を行った。

③調査項目

調査協力施設における過去5ヵ年（2019年4月1日～2023年3月31日）の間に入所した児童の他機関との連携について、設問を設定した。詳細な項目については表26のとおりである。

表 26：量的調査 2 における調査項目 一覧

| | |
|-----------|------------------------|
| 基本情報 | 氏名 (ID)、性別、生年月日 |
| プリケア | 入所経路、入所年月日、入所理由、学校状況 |
| アドミッションケア | 退所後の方針、面会開始までの制限の有無 |
| インケア | 保護者・児相・原籍施設・原籍校の面会等の状況 |
| リービングケア | 退所協議に対する各関係機関の関与 |
| アフターケア | アフターケアに対する事前協議 |

④分析結果

調査対象の 11 施設から 184 名分の回答を得た。

<単純集計>

量的調査 1 同様、まずは 184 名の基本属性について、紹介する。性別は男児が 76.6%、女児が 23.4%となっている (表 27)。措置変更で児童自立支援施設へ入所した児童の以前の生活場所については、児童養護施設が最も高く 69.6%となっている。次いで里親が 13.6%となっている (表 28)。

表 27：性別

| 性別 | 度数 | 割合 |
|----|------|--------|
| 男 | 141 | 76.6% |
| 女 | 43 | 23.4% |
| 合計 | 1942 | 100.0% |

表 28：入所前の生活場所

| 児童自立支援施設 入所前の生活場所 | 度数 | 割合 |
|----------------------|-----|--------|
| 里親 | 25 | 13.6% |
| 児童養護施設 | 128 | 69.6% |
| 児童心理治療施設 | 15 | 8.2% |
| 他の児童自立支援施設 | 8 | 4.3% |
| その他の児童福祉施設 | 8 | 4.3% |
| 合計 | 184 | 100.0% |

また、原籍施設に入所していた際の学校生活の様子について見てみると、6割以上の児童が学校状況が不良であり、なんらかの課題を抱えていたことがわかった（表 29）。

表 29：原籍施設での学校状況

| 学校状況 | 度数 | 割合 |
|--------|-----|--------|
| 良好 | 10 | 5.6% |
| 特に問題なし | 45 | 25.4% |
| 不良 | 109 | 61.6% |
| 不明 | 10 | 5.6% |
| その他 | 3 | 1.7% |
| 合計 | 177 | 100.0% |

原籍施設への入所理由については、被虐待（保護者等の虐待・酷使・放任・怠だの総数）が最も高くなっているが、その一方で「児童の問題による監護困難」が理由で施設に入所した児童が 26.8%いることも明らかとなった（表 30）。

表 30：原籍施設の入所理由

| 入所理由 | 母の死亡 | 父の行方不明 | 母の行方不明 | 父母の離婚 | 父母の不和 | 母の拘禁 | 父の精神疾患等 | 母の精神疾患等 | 父の放任・怠だ | 母の放任・怠だ | 父の虐待・酷使 | 母の虐待・酷使 | 棄児 | 養育拒否 | 破産等の経済的理由 | 児童の問題による監護困難 | その他 | 合計 |
|------|------|--------|--------|-------|-------|------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------|------|-----------|--------------|-------|--------|
| 度数 | 2 | 1 | 6 | 3 | 1 | 5 | 1 | 16 | 3 | 10 | 22 | 26 | 1 | 8 | 4 | 48 | 22 | 179 |
| 割合 | 1.1% | 0.6% | 3.4% | 1.7% | 0.6% | 2.8% | 0.6% | 8.9% | 1.7% | 5.6% | 12.3% | 14.5% | 0.6% | 4.5% | 2.2% | 26.8% | 12.3% | 100.0% |

次に、原籍施設から児童自立支援施設へ措置変更される際の児童相談所の方針について尋ねたところ、7割以上はなんらかの方針が立っている一方で、明確な方針が立たない状態で措置変更に至るケースも 25.5%となっている（表 31）。

表 31：児童自立支援施設入所時点での退所後方針

| 入所時点での退所後方針 | 度数 | 割合 |
|----------------|-----|--------|
| 明確な方針なし（入所後検討） | 47 | 25.5% |
| 自立 | 1 | .5% |
| 家庭復帰（就職） | 1 | .5% |
| 家庭復帰（進学） | 52 | 28.3% |
| 原籍施設（里親）への復帰 | 34 | 18.5% |
| 他施設（里親）への施設変更 | 46 | 25.0% |
| その他 | 3 | 1.6% |
| 合計 | 184 | 100.0% |

さらに、入所後の関係機関との交流等についても紹介する。施設への措置変更後、児童相談所の担当者はそのほとんどが面会等で施設に来園するが、その頻度として最も一般的なのは数ヶ月に1回程度であった。また、月に1回程度面会をおこなう担当者も同程度となっている（表 32）。

表 32：児童相談所担当者との面会

| 児童相談所 担当者との面会 | 度数 | 割合 |
|-------------------|-----|--------|
| 頻繁（1ヶ月に1回程度かそれ以上） | 78 | 42.4% |
| 時々（数ヶ月に1回程度） | 86 | 46.7% |
| 稀（半年に1回程度） | 19 | 10.3% |
| なし | 1 | .5% |
| 合計 | 184 | 100.0% |

対照的に、原籍施設（里親）職員が児童に面会に来る頻度はそれほど高くない。実に7割近くが面会を実施しておらず、措置変更によって、関係性が希薄になるケースが多いことが確認された（表 33）。

表 33：原籍施設（里親）職員との面会

| 原籍施設（里親）職員との面会 | 度数 | 割合 |
|-------------------|-----|--------|
| 頻繁（1ヶ月に1回程度かそれ以上） | 8 | 4.4% |
| 時々（数ヶ月に1回程度） | 25 | 13.7% |
| 稀（半年に1回程度） | 14 | 7.7% |
| ごく稀（1年に1回程度） | 11 | 6.0% |
| なし | 125 | 68.3% |
| 合計 | 183 | 100.0% |

児童が元々通学していた原籍校については、面会のないケースが約半数ではあるものの、原籍施設と比較すると、面会頻度が高いことが窺える。学校については原籍校として、進路指導等で関係が続くという性質があるため、このような結果が現れたと考えられるが、生活をしてきた原籍施設より高い結果が出たのは特徴的な結果であるといえよう（表 34）。

表 34：原籍校教員との面会

| 原籍校 教員との面会 | 度数 | 割合 |
|-------------------|-----|--------|
| 頻繁（1ヶ月に1回程度かそれ以上） | 2 | 1.1% |
| 時々（数ヶ月に1回程度） | 38 | 20.8% |
| 稀（半年に1回程度） | 44 | 24.0% |
| ごく稀（1年に1回程度） | 17 | 9.3% |
| なし | 82 | 44.8% |
| 合計 | 183 | 100.0% |

退所に向けての各関係機関との調整については、表 35 の通りとなった。児童相談所は措置権者として、退所協議に積極的な関与をしている一方、原籍施設(里親)が児童の退所協議に関与することは多くないことが明らかとなった(表 35)。

表 35 : 退所協議への関与

| 退所協議への関与 | 積極的な 関与あり | 関与 (意見程度) あり | なし | 合計 |
|-------------|--------------|--------------------|-------|--------|
| 児童相談所 | 91.0% | 6.8% | 2.3% | 100.0% |
| 保護者 | 26.6% | 35.6% | 37.9% | 100.0% |
| 原籍校 | 9.6% | 17.5% | 72.9% | 100.0% |
| 原籍施設(里親) | 15.3% | 11.9% | 72.9% | 100.0% |
| 措置変更先施設(里親) | 39.2% | 20.0% | 40.8% | 100.0% |

また、退所後のアフターケア協議についても同様で、児童自立支援施設が原籍施設(里親)とアフターケアに関する協議を行うことは2割程度に留まっていることが明らかとなった(表 36)。

表 36 : アフターケアに関する協議

| アフターケアに 関する協議 | あり | なし | 合計 |
|------------------|-------|-------|--------|
| 児童相談所 | 78.3% | 21.7% | 100.0% |
| 原籍施設(里親) | 22.4% | 77.6% | 100.0% |
| 措置変更先施設(里親) | 60.3% | 39.7% | 100.0% |

最後に、当該児童の原籍施設への入所期間は1年未満で児童自立支援施設に措置変更となったケースが最も多かったが、10年以上原籍施設で生活したのちに措置変更となった児童も1割ほどいることがわかった（表 37）。

表 37：原籍施設の入所期間

| 前施設入所期間（年） | 度数 | 割合 |
|------------|-----|--------|
| 1年未満 | 39 | 22.0% |
| 1年以上2年未満 | 24 | 13.6% |
| 2年以上3年未満 | 22 | 12.4% |
| 3年以上4年未満 | 9 | 5.1% |
| 4年以上5年未満 | 7 | 4.0% |
| 5年以上6年未満 | 13 | 7.3% |
| 6年以上7年未満 | 7 | 4.0% |
| 7年以上8年未満 | 6 | 3.4% |
| 8年以上9年未満 | 20 | 11.3% |
| 9年以上10年未満 | 8 | 4.5% |
| 10年以上11年未満 | 7 | 4.0% |
| 11年以上12年未満 | 6 | 3.4% |
| 12年以上13年未満 | 5 | 2.8% |
| 13年以上14年未満 | 1 | .6% |
| 14年以上15年未満 | 3 | 1.7% |
| 合計 | 177 | 100.0% |

<クロス集計>

次に、単純集計結果を基に2項目でのクロス集計を行った。措置変更後の児童への切れ目ない支援を行うにあたり、原籍施設（里親）職員の児童への面会を推進する要因、阻害する要因を明らかにするために分析を進めた。まず、原籍施設への復帰の方針があるケースはそうでないケースに比べ、原籍施設職員による面会が行われていることがわかった（表 38）（ $P<0.01$ ）。

表 38：原籍施設への復帰方針と原籍施設職員の面会のクロス表

| | | | 原籍施設職員との面会の有無 | | 合計 |
|---------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------|--------|--------|
| | | | 有り | 無し | |
| 入所時点での退所後方針 (原籍施設への復帰) | 復帰の方針 | 度数 | 23 | 11 | 34 |
| | | 入所時点での退所後方針 (原籍施設への復帰) の % | 67.6% | 32.4% | 100.0% |
| | | 調整済み残差 | 5.0 | -5.0 | |
| | その他 | 度数 | 35 | 114 | 149 |
| | | 入所時点での退所後方針 (原籍施設への復帰) の % | 23.5% | 76.5% | 100.0% |
| | | 調整済み残差 | -5.0 | 5.0 | |
| 合計 | 度数 | 58 | 125 | 183 | |
| | 入所時点での退所後方針 (原籍施設への復帰) の % | 31.7% | 68.3% | 100.0% | |

カイ 2 乗検定

| | 値 | 自由度 | 漸近有意確率 (両側) | 正確な有意確率 (両側) | 正確有意確率 (片側) |
|-------------------|---------------------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| Pearson のカイ 2 乗 | 24.933 ^a | 1 | <.001 | | |
| 連続修正 ^b | 22.935 | 1 | <.001 | | |
| 尤度比 | 23.328 | 1 | <.001 | | |
| Fisher の直接法 | | | | <.001 | <.001 |
| 線型と線型による連関 | 24.797 | 1 | <.001 | | |
| 有効なケースの数 | 183 | | | | |

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度は 10.78 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算

また、原籍施設の入所期間が 4 年以上の児童は年未満の児童と比較して原籍施設職員による面会を行われていることもクロス集計から明らかとなった (表 39) (P<0.01)。

表 39：原籍施設の入所期間と原籍施設職員の面会のクロス表

| | | | 原籍施設職員との面会の有無 | | 合計 |
|-------------------------|----------|--------|---------------|--------|--------|
| | | | 有り | 無し | |
| 前施設入所期間 (4年未 満、4年以上) | 4年未 満 | 度数 | 17 | 76 | 93 |
| | | % | 18.3% | 81.7% | 100.0% |
| | | 調整済み残差 | -4.1 | 4.1 | |
| | 4年以上 | 度数 | 39 | 44 | 83 |
| | | % | 47.0% | 53.0% | 100.0% |
| | | 調整済み残差 | 4.1 | -4.1 | |
| 合計 | 度数 | 56 | 120 | 176 | |
| | % | 31.8% | 68.2% | 100.0% | |

カイ 2 乗検定

| | 値 | 自由度 | 漸近有意確率 (両側) | 正確な有意確率 (両側) | 正確有意確率 (片側) |
|-------------------|---------------------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| Pearson のカイ 2 乗 | 16.662 ^a | 1 | <.001 | | |
| 連続修正 ^b | 15.365 | 1 | <.001 | | |
| 尤度比 | 16.949 | 1 | <.001 | | |
| Fisher の直接法 | | | | <.001 | <.001 |
| 線型と線型による連関 | 16.567 | 1 | <.001 | | |
| 有効なケースの数 | 176 | | | | |

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度は 26.41 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算

次に、保護者との交流が原籍施設職員の面会と連関しているかどうかを分析した。クロス集計の結果、保護者面会のない児童に対しては、原籍職員の面会もないことが5%水準で有意に認められた（表40）。

表 40：保護者面会と原籍施設職員の面会のクロス表

| | | 原籍施設職員との面会の有無 | | 合計 | |
|------------|----|---------------|-------|-------|--------|
| | | 有り | 無し | | |
| 保護者との面会の有無 | 有り | 度数 | 46 | 78 | 124 |
| | | 保護者との面会の有無の% | 37.1% | 62.9% | 100.0% |
| | | 調整済み残差 | 2.1 | -2.1 | |
| | 無し | 度数 | 12 | 45 | 57 |
| | | 保護者との面会の有無の% | 21.1% | 78.9% | 100.0% |
| | | 調整済み残差 | -2.1 | 2.1 | |
| 合計 | | 度数 | 58 | 123 | 181 |
| | | 保護者との面会の有無の% | 32.0% | 68.0% | 100.0% |

| | カイ2乗検定 | | | | |
|-------------------|--------------------|-----|----------------|-----------------|-----------------|
| | 値 | 自由度 | 漸近有意確率 (両側) | 正確な有意確率 (両側) | 正確な有意確率 (片側) |
| Pearson のカイ2乗 | 4.616 ^a | 1 | .032 | | |
| 連続修正 ^b | 3.909 | 1 | .048 | | |
| 尤度比 | 4.828 | 1 | .028 | | |
| Fisher の直接法 | | | | .039 | .022 |
| 線型と線型による連関 | 4.591 | 1 | .032 | | |
| 有効なケースの数 | 181 | | | | |

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待度数は 18.27 です。
b. 2x2 表に対してのみ計算

なお、帰省の有無と原籍施設職員の面会についてもクロス集計を実施したが、これについて有意差は認められなかった（表41）。

表 41：帰省の実施と原籍施設職員の面会のクロス表

| | | 原籍施設職員との面会の有無 | | 合計 | |
|--------------------|----|------------------------|-------|-------|--------|
| | | 有り | 無し | | |
| 帰省の実施 (帰宅訓練を含む) | 無し | 度数 | 22 | 58 | 80 |
| | | 帰省の実施 (帰宅訓練を含む)の... | 27.5% | 72.5% | 100.0% |
| | | 調整済み残差 | -1.1 | 1.1 | |
| | 有り | 度数 | 36 | 67 | 103 |
| | | 帰省の実施 (帰宅訓練を含む)の... | 35.0% | 65.0% | 100.0% |
| | | 調整済み残差 | 1.1 | -1.1 | |
| 合計 | | 度数 | 58 | 125 | 183 |
| | | 帰省の実施 (帰宅訓練を含む)の... | 31.7% | 68.3% | 100.0% |

| カイ2乗検定 | | | | | |
|-------------------|--------------------|-----|----------------|-----------------|----------------|
| | 値 | 自由度 | 漸近有意確率 (両側) | 正確な有意確率 (両側) | 正確有意確率 (片側) |
| Pearson のカイ2乗 | 1.155 ^a | 1 | .283 | | |
| 連続修正 ^b | .836 | 1 | .360 | | |
| 尤度比 | 1.163 | 1 | .281 | | |
| Fisher の直接法 | | | | .337 | .180 |
| 有効なケースの数 | 183 | | | | |

a. 0 セル (0.0%) は期待度数が 5 未満です。最小期待数は 25.36 です。

b. 2x2 表に対してのみ計算

⑤考察

以上の調査結果を踏まえ、児童の退所に向けた他機関（児童相談所や措置変更前施設など）との連携の実態について考察を述べていく。

まず、児童がそもそも原籍施設に入所することとなった入所理由として、「児童の問題による監護困難」の割合が高いことを踏まえると、原籍施設へ入所となった背景には、被虐待や養育上の困難といった保護者の要因のみならず、児童自身のなんらかの問題行動が表れている実情がわかった。実際、原籍施設への入所後も、学校状況が不良である割合も高い実情があり、原籍施設にとっては、「難しい児童」であると言えるだろう。児童自立支援施設に措置変更される際には、全体の約 1/4 ほどが「明確な方針がない」状態で措置される形であるが、その後、児童相談所の担当者は面会等を通し、支援方針の立案を行なっているように思われる。一部、面会頻度が乏しいケースもあるようだが、8割ほどは数ヶ月に1度のペースで児童と面会している実情が明らかとなった。

一方で、原籍施設（里親）職員の面会が十分に行われていない現状もある。原籍施設職員の面会は全体の3割のケースでしか実施されておらず、児童の生育歴という観点から考えると、喜ばしい状況ではないと言えるだろう。その中でも、原籍施設への復帰の方針がある児童については、原籍施設は面会を実施できている。これには、今後も児童の生活を支援し続ける可能性があるという職務上の立場が面会実現を促進する要因になっていると考えられる。また、入所期間が長かった児童についても児童との面会が実施されているということを踏まえると、長く生活をした原籍施設職員の児童に対する思いや愛着が面会を促進する要因になり得るのではないかと示唆される。逆に復帰方針が立っていない児童に対してはなかなか面会がなされていないとも言える。この背景には「施設に帰って来れるかわからないのに会いに行ってもいいのだろうか」といった原籍施設職員の葛藤などもあるかもしれない。この点については実際の施設職員の語りなどから明らかにしていく必要があるだろう。

そして、もうひとつ気になる点は、家族との面会、帰省ができていない児童といった、社会的養護の支援が求められるものに対して面会が実施できていないということが挙げられる。措置変更児童にとっては、原家族と原籍施設という少なくとも2つの保護者を有している存在である。その両方の保護者から面会・帰省がなされない状況は、児童自身に「新たな見捨てられ体験」を生みかねない。つまり、保護者面会・帰省のない児童にこそ、原籍施設に従事する専門職が寄り添い、児童のパーマネンシーを保障することが求められるだろう。なお、これについてはもちろん容易ではない。原籍施設職員にとって、措置変更に至った経緯の中での職員の疲弊、児童を措置変更させたことに対する無力感などさまざまな事情が存在する。そのため、児童の「新たな見捨てられ体験」を防ぐためには、原籍施設職員に対するケアやサポートについても今後、さらなる研究を進めることで検討していく必要があるだろう。

(3) 質的調査1

①調査目的

児童養護施設等から児童自立支援施設に措置変更された児童への、入所前から退所後までの支援の流れや全体像、措置変更児童に特有の支援上の困難性を明らかにすることを目的とし、質的調査1「措置変更児童の支援上の困難性に関する調査」を実施した。

本調査を通じて、児童自立支援施設における措置変更児童への支援実態を把握するとともに、その後の実践モデル開発に繋げることを目指した。

②調査方法と調査対象者

量的調査1で得られた回答から「措置変更かどうか」「措置変更理由が児童間性暴力かどうか」の2点に着目して事例を複数抽出し、優先順位を付けた上で、インタビュー調査の同意が得られた施設を対象にケースのサンプリングを行った。最終的に計5施設、11ケースについて各施設を訪問し、ケースの担当職員を対象にインタビューを実施した。また、インタビュー内容は同意を得た上でボイスレコーダーにて録音を行い、逐語録化した上で分析に用いた。調査の概要は表42の通りである。

表 42：調査の概要

| 日時 | 施設名 | 性別 | 原籍施設種別 | 措置変更理由 | 退所先 |
|--------------|-----|----|----------|--------------|------------|
| 2024/1/10 | A | 男 | 児童養護施設 | 窃盗・施設内性暴力 | 現在入所中 |
| | | 男 | 児童心理治療施設 | 施設内性暴力 | 現在入所中 |
| 2024/1/24 | B | 男 | 児童養護施設 | 施設内性暴力 | 施設変更（児童養護） |
| | | 男 | 児童養護施設 | 施設不適合（身体的暴力） | 施設変更（その他） |
| 2024/1/25-26 | C | 男 | 児童心理治療施設 | 施設内性暴力 | 家庭復帰 |
| | | 女 | 児童養護施設 | 施設不適合（指導不服従） | 施設変更（その他） |
| | | 男 | FH | 施設内性暴力 | 施設変更（児童養護） |
| 2024/2/27 | D | 女 | 児童養護施設 | 施設不適合（指導不服従） | 施設変更（児童養護） |
| | | 女 | 児童養護施設 | 施設不適合（指導不服従） | 施設変更（児童養護） |
| 2024/2/28 | E | 女 | 里親 | 施設不適合（その他） | 現在入所中 |
| | | 女 | 児童養護施設 | 生活指導を要する | 障がい児者入所施設 |

③調査項目

本調査のガイドとなる質問項目は、調査目的に対応する形でインタビューガイド（表 43）のとおり作成した。

表 43 : インタビューガイド

| カテゴリー | 質問項目 | カテゴリー | 質問項目 |
|---|--------------------------------------|------------|--|
| ブリーク | 措置変更理由は何ですか？ | リービング | 退所後に向けての方針はどのように策定しましたか？ |
| | 入所前にどれだけの情報提供が児相から施設へあったか？ | | 退所に向けてどのような支援を行いましたか？ |
| | 入所前のアセスメントはどのように（何を用いて）行いましたか？ | | 退所に向けての支援を行う中で生じた困難はどのようなものでしたか？ |
| | 児童への動機づけはどのように行われましたか？ | アフター | 退所後の支援はどのように行いましたか？ |
| | 退所後の生活場所についての協議を行いましたか？ | | アフターケアにおける難しさはどのような点ですか？ |
| アドミッション | 児童への施設内での支援方針はどのように策定しましたか？ | 措置変更児童の困難性 | 措置変更児童への支援における難しさはどのような点ですか？ |
| | 施設のアセスメントや援助方針は児相と合致するものでしたか？ | | これまでの経験から、措置変更児童への支援を効果的に行うためには何が必要と思いますか？ |
| | 児童への動機づけはどのように行いましたか？ | 他機関連携 | 児相や措置変更前施設との連携における難しさはどのような点ですか？ |
| 支援方針に基づいてどのような支援を行いましたか？ | 児相や措置変更前施設との連携を効果的に行うためには何が必要と思いますか？ | | |
| 支援を行う上での困難はどのようなものでしたか？ | 他機関連携において気を付けている点はどのような点ですか？ | | |
| 問題発生時どのように対応されましたか？ | | | |
| 課題のある児童（他害や性問題など）に対して行っている施設独自の取り組みがあれば教えてください。 | | | |
| 支援を行う中で見えてきた児童の変化はどのようなものでしたか？ | | | |
| 前施設や家庭、原籍校との交流について（施設側が）どのように考えていますか？ | | | |

④分析方法

データの分析は、佐藤（2008）の質的データ分析法を軸に、質的データ分析ソフトウェア MAXQDA を用いて行った。児童自立支援施設の支援者の語りを文脈から切片化せずに行為やその意味を読み取り、施設内での支援の実際を明らかにしようとする本調査の目的に合致した方法であると判断し、採用した。具体的な手順として、第一に逐語録を読み込みつつ、オープンコーディングとして本調査のテーマと目的に関連がある語りをセグメント化し、定性的コードを記述した。第二にオープンコーディングによって割り出された定性的コードをオリジナルデータや調査目的と照らし合わせながら分類した（カテゴリー化）。最後に、抽出されたカテゴリー同士の関係性を継続比較し、カテゴリー間の関係性を明らかにした。

⑤分析結果

データの分析の結果、入所前から退所後までの流れに沿う形で図 2 の通り分析結果が示された。以下、分析結果の記述においては、【】 表記を大カテゴリー、<> 表記を中カテゴリー、□ 表記を小カテゴリーとして表すこととする。

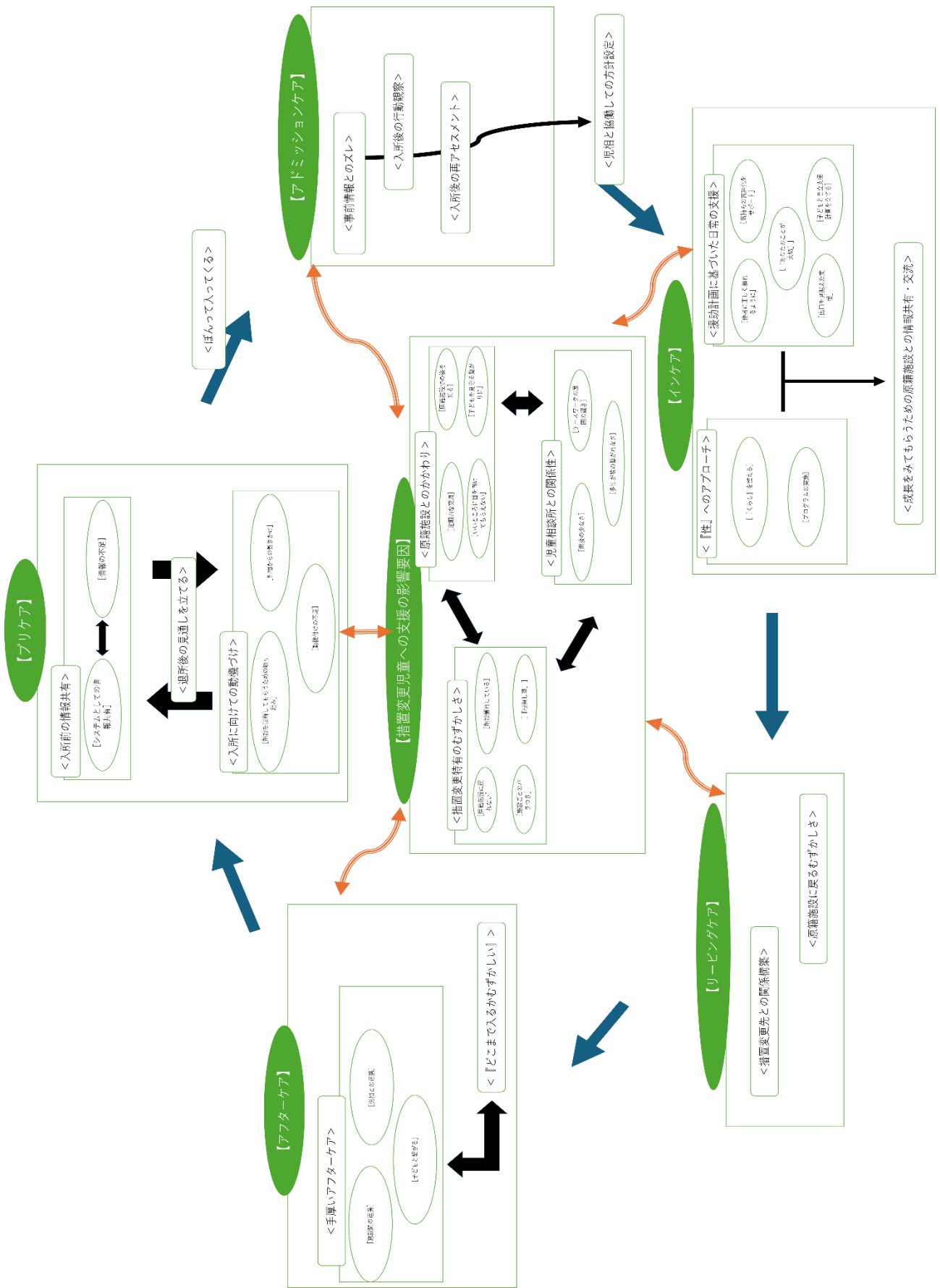


図 2：児童自立支援施設における措置変更児童への支援の全体像

A プリケア

【プリケア】では、措置変更児童が児童自立支援施設に入所する前の支援の様相を抽出した。

＜入所前の情報共有＞として、入所前に児童相談所とのケース会議を実施したり、決まった様式を用いたりして情報共有していることが明らかになった。一方で、業務時間の都合等でケース会議に担当者が参加できず、上席者同士でのやり取りになってしまうことや、措置変更という特性上、児童相談所からの情報にネガティブなものが多く、児童の強みが見えづらいなどの意見も見られた。

＜入所に向けての動機づけ＞では、児童が措置変更に向けて前向きに捉えられるような取り組みとして、児童相談所担当者による面接（措置変更理由や児童自立支援施設で頑張ること等の確認）、施設パンフレットの提供や施設見学の実施、一時保護中の児童と児童自立支援施設職員の面会の実施などが行われていることが明らかになった。一方で「なぜ措置変更になるのか」という点への理解が十分に深められないまま入所となり、自身の気持ちを整理しきれないまま入所に至る児童も一定数いることが浮かび上がってきた。

＜入所前の情報共有＞と＜入所に向けての動機づけ＞を行いながら＜退所後の見通しを立てる＞ための取り組みとして児童相談所と協働しながら退所後の方針検討を行っていることも示された。

B アドミッションケア

【アドミッションケア】では、児童が児童自立支援施設に入所してきたタイミングでの支援の様子を描写している。

＜事前情報とのズレ＞では、【プリケア】の段階で得ていた児童の情報と、実際に入所してきた児童との姿を見比べる中で施設職員が感じるギャップを示している。具体的には、児童相談所からの資料がネガティブな情報が多く、実際に入所して生活を送る中で事前情報には記載されていなかった児童の強みが多くみられるといった語りが得られた。

＜入所後の行動観察＞では児童相談所から共有された事前情報を参考にしながらも、改めて施設内で児童の行動観察を行っていることを表している。行動観察を行う中で事前情報と合致する側面を確認したり、＜事前情報とのズレ＞で示したように改めて児童の強みや課題を再発見する様子が見えてきた。

＜入所後の再アセスメント＞では、児童が入所してきたタイミングで改めて児童の成育歴や家族関係等、施設が必要と考えた情報を関係機関に確認をし、家庭を含めた再アセスメントを行っている様子が

表された。ある施設では、情報を得るにあたって、児童相談所にとどまらず、原籍校や原籍施設、要対協等にもアプローチを行っていることが明らかとなった。

【アドミッションケア】では事前情報を基に施設独自で再アセスメントを行っていることが示された。施設での取り組みを基に、〈児相と協働しての方針設定〉として、その後の児童への支援方針を固めていることが示された。

C インケア

【インケア】では、設定した児童への支援方針を基盤とし、各施設で様々な支援を展開していることが見えてきた。

〈援助計画に基づいた日常の支援〉では、支援方針を「暮らし」の中でより具体化して職員が実践していることを表している。入所児童の多くが、大人への不信感や対人面での不安定さを抱えているという見立てのもとに、『『あなたのことが大切』』と伝わるようなかわりを行いつつ、[正しく他者に頼れるように][気持ちの言語化をサポート]する取り組みが行われていた。

また、施設内性暴力が措置変更理由の一定数を占めているため、〈『性』へのアプローチ〉として児童相談所と施設とで役割分担をしながらプログラムを実施したり、『『くらし』を整える]として、日常生活で性に対するアプローチを行っている様子が描かれた。

こうした取り組みを行う中で表れた児童の変化を、原籍施設にタイムリーに伝えるための方策を〈成長をみてもらうための原籍施設との情報共有・交流〉として描写した。

各職員の語りの中で、児童が原籍施設からネガティブなイメージで見られており、「どうせ変わらない」と思われているという語りが一定数得られた。そうした状況の中で、児童自立支援施設から意図的に、面会交流や行事参加を促すことで、児童の変化を伝えようとする働きかけが行われていることが浮き彫りとなった。

D リービングケア

【リービングケア】では退所前の支援の実情を表した。

〈原籍施設に戻るむずかしさ〉として、児童自身の成長が見られたとしても原籍施設に被害児童や被害職員が残っている場合に受け入れを拒否されることや、性問題が措置変更の理由となっている場合には特に拒否感が強まることなどが示された。

一方で、＜措置変更先との関係構築＞として、中卒後の生活場所となる施設へ「お試し外泊」をしたり、里親とのマッチングを行ったりしながら児童が次の生活へとスムーズに移行できるよう支援している様子が明らかとなった。

E アフターケア

【アフターケア】では、児童が退所した後の施設の関わりを示した。

＜手厚いアフターケア＞として、各施設が直接的・間接的に児童が退所した後も関わりを続け、児童を支えていることが示された。具体的には措置変更先の施設・児童相談所との情報共有や児童との定期的な連絡や面会、児童を児童自立支援施設に招いての外泊などの取り組みが見られた。

一方で、＜『どこまで入るかむずかしい』＞として、アフターケアを実施する際には、措置変更先施設の意向も確認しながら進めなければならないことや、児童自立支援施設の職員が児童に会うことによるリスクも鑑みながら実施の検討をしなければならないことなど、アフターケアを実施する際の懸念点が浮かび上がってきた。

F 措置変更児童への支援の影響要因

【措置変更児童への支援の影響要因】では、児童自立支援施設での措置変更児童への支援における困難性や特徴を描写している。

＜原籍施設とのかかわり＞では、入所中の施設間でのかかわりや原籍施設と児童との交流について示している。児童の原籍施設での姿を知ることや、児童自立支援施設内における児童の成長や頑張りを互いに共有することで[子どもを見守る繋がり]になることが推察された。

一方で交流等を行う中で、「どうせこの子は変わらない」と[いいところに目をむけてもらえない]心理的な抵抗が原籍施設職員にあることも示されており、措置変更児童が原籍施設へ復帰するにあたっての一つの障壁となっていることが考えられた。

＜児童相談所との関係性＞では、措置変更児童への支援が停滞する背景として児童相談所との連携不足が存在することが示された。具体的には児童との面接頻度の低さや、ケースワーカーの多忙さ故に連絡調整がスムーズに進まないこと、結果として措置変更先施設の選定が遅れてしまうことなどが挙げられた。

<措置変更特有のむずかしさ>として、入所前に施設での生活を経験しているが故の困難性が明らかとなった。[施設慣れしている] ことによる、職員の反応を試すような生活場面での対応の難しさや、児童によっては[原籍施設に戻れない] ことを理解しており、施設を転々とする中で『根無し草』のように見捨てられ感や目標の喪失を体験していることが浮き上がってきた。また、[施設ごとのバラつき] として、施設ごとの措置変更児童への関わりに対する温度差や対応の違いが示された。こうしたバラつきはその後の施設間の関係性にも影響を及ぼすことが示唆された。

⑤考察

調査結果から得られた考察を2点に分けて記述する。

第1に、児童自立支援施設における措置変更児童への支援は、入所前から退所後までのそれぞれのタイミングでの支援の実際と【措置変更児童への支援の影響要因】で示された諸要素とが相互に作用する中で展開されており、その経過や各機関との関係性が支援全体の様相に影響を及ぼすことが示唆された。各タイミングにおける支援、そして入所前から退所後までの支援を効果的に実施していくためにも入所前の段階から退所後を見据えた援助の展開や計画が不可欠であると考えられる。

第2に、1人の措置変更児童を取り巻く各機関の関係性は、その後の新たな措置変更児童への支援においても影響を及ぼすことが浮かび上がってきた。関係機関それぞれが「連続線上の支援」を念頭に置きつつ、他機関理解や従来の業務に対する省察を深めることが今後求められる。

(4) 質的調査2

①調査目的

児童自立支援施設、児童相談所、児童養護施設の3機関それぞれの立場からの措置変更児童への支援の現状や他機関連携の実際を明らかにすることを目的とし、質的調査2「支援困難事例（措置変更）の3機関の関わり方に関する実態調査」を実施した。

本調査を通して、3機関の関わりの中での措置変更児童への支援における現状と課題を整理するとともに、その後の実践モデル開発に繋げることを目指した。

②調査方法と調査対象者

調査は3機関（児童自立支援施設、児童相談所、児童養護施設）の職員を対象に半構造化グループインタビューを実施した。量的調査1で得られた回答から複数の児童自立支援施設を抽出し、各施設における措置変更児童の支援困難事例のサンプリングを行った。該当事例における各機関の担当職員もしくはそれに準ずる職員（主任等）を対象とし、インタビュー調査の同意が得られたグループから順次調査を実施し、最終的に3自治体において調査を行った。調査の概要は表44の通りである。

表44：調査の概要

| 自治体 | 日時 | 参加機関 |
|-----|-----------|--|
| A | 2024/5/29 | 原籍施設（児童養護施設）、児童相談所、児童自立支援施設 |
| B | 2024/6/14 | 原籍施設（児童養護施設）、児童相談所、児童自立支援施設 |
| C | 2024/7/12 | 原籍施設、措置変更先施設（ともに児童養護施設）、児童相談所、児童自立支援施設 |

③調査項目

本調査のガイドとなる質問項目は、調査目的に対応する形でインタビューガイド（表45）を作成した。児童自立支援施設、児童相談所、児童養護施設の3機関の職員に対して、フォーカスグループインタビューを実施し、オープンエンドの質問を中心に自由な意見交換を促すようにした。インタビューは、中立的な立場で進行し、参加者がリラックスして話せる雰囲気を作るように心掛け、3機関それぞれの視点からの「措置変更児童への支援」や「他機関との連携」等に関する項目について、具体的なエピソードも交えながら聴取した。

表45：インタビューガイド

| カテゴリー | 質問項目 | カテゴリー | 質問項目 |
|---------|--|------------|--|
| 措置変更の経緯 | 児童が措置変更に至るまでの経緯はどのようなものでしたか？ | 退所児童とのかわり | 児童が措置変更されてからの関わりはどのような点にむずかしさを感じますか？ |
| 措置変更の経緯 | 措置変更に至るまでに児相とどのようなやり取りがありましたか？事前カンファはありましたか？ | 退所児童とのかわり | 措置変更後の児童とのかわりについてどのような認識を持っていますか？ |
| ブリケア | 措置変更時、入所前に協議の場の設定はなされていきましたか？ | 前施設とのかわり | 児童自立支援施設として、措置変更前施設の職員が児童に会いに来ることについてどのように感じますか？ |
| ブリケア | 措置変更前、どのように児童に動機づけを行いましたか？ | 措置変更児童への支援 | 児童自立支援施設への措置変更特有の難しさはどのようなものですか？ |
| ブリケア | 措置変更時、退所後の生活場所について協議は行っていますか？ | 措置変更児童への支援 | 児童への連続性のある支援を実現するためには何が必要だと思いますか？ |
| インケア | 施設入所後、支援の役割分担はどのような形になっていきましたか？ | 連携 | 措置変更児童を支援する上で他機関との連携面での難しさはどのようなものですか？ |
| インケア | 入所後の連絡調整はどが主となって行っていましたか？ | 連携 | 児童を支援する上で他機関への要望はどのようなものですか？ |
| リーピングケア | 退所後の生活場所について、どのような協議がなされましたか？ | 連携 | 他機関との連携を効果的に行うためには何が必要だと思いますか？ |
| | | 連携 | 他機関連携において気を付けていることはどのような点ですか？ |

④分析方法

データの分析は、樋口（2014）の質的データ分析法を軸に、計量テキストマイニング分析ソフトウェア KH Coder (Ver. 3.02)を用いて行った。この分析方法は、コンピュータ処理によって言葉から抽出したキーワードを数量化し、多変量解析などを用いることから看護研究で積極的に行われている（林，2002）や、テキストデータから人の洞察では明らかにできない定量的かつ客観的な結果を導き出すことができる唯一の手法（今井，2022）であることから、本調査の分析方法として判断し、採用した。

分析の具体的な手順は、まず、インタビューの逐語録から、合計で 40,526 文字のテキストデータを生成した。このテキストデータを計量テキスト分析した結果、27,759 件の語を検出した。データの前処理は、「児童」「子供」「子ども」は「児童」に置換するなどの表記の統一（漢字、平仮名、カタカナの表記の混在はいずれかに統一）した。誤記の訂正、明らかな類似語の名寄せといったデータ・クレンジングを加えたテキストデータを生成した。次に、頻出語と共起ネットワークに表示された語のつながりを KWIC（keyword in context）コンコーダンスで何度も確認し、単語の意味と単語間のつながりを検討した。この KWIC コンコーダンスにより、抽出された単語が実際にどのように用いられていたのか等の文脈を探ることができる。これらを用いることで、単語同士の共起関係に加えてどのような意図で利用されたかを読み解く手がかりとすることが可能になる（樋口，2020）。これにより、頻出語の上位語である「児童」「自立」「養護」の KWIC コンコーダンスを確認し、それぞれ「児童養護施設」「児童自立施設」「児童相談所」を一つの語として強制抽出した。さらに、使用しない語の指定として「感じる」「思う」等を設定した。その後、共起ネットワーク図を出力し、記述内容の解釈および分類を行った。抽出語の用いられていた文脈での意味内容を確認しながらネーミングを行った。分析過程においては、研究者間で合意が得られるまで検討し、解釈の妥当性の確保に努めた。

⑤分析結果

「児童自立支援施設、児童相談所、児童養護施設の 3 機関それぞれの立場からの措置変更児童への支援や困難」の逐語録のデータを分析した結果、頻出語の上位 15 語を、表 46 に示す。

表 46：頻出語上位 15 語リスト

| 語 | 頻度 |
|------------|-----|
| 1 児童養護施設 | 157 |
| 2 児童自立支援施設 | 136 |
| 3 子 | 134 |
| 4 職員 | 105 |
| 5 行く | 93 |
| 6 施設 | 93 |
| 7 話 | 93 |
| 8 来る | 85 |
| 9 ケース | 81 |
| 10 ケースワーカー | 64 |
| 11 児童相談所 | 60 |
| 12 入所 | 56 |
| 13 自分 | 48 |
| 14 措置変更 | 48 |
| 15 母親 | 46 |

また、Jaccard 係数 0.2 以上の共起関係がある語について図式化した共起ネットワーク図（図 3）を概観した。頻出語のうち、出現パターンの類似性や語同士のつながりを可視化できる共起ネットワークは強い共起関係ほど太い線で示し、出現回数の高い用語を大きな円で示す。描かれた共起ネットワークから、内容ごとにカテゴリーを作成した。共起ネットワーク図は、図の煩雑さを解消して抽出語同士の関連を解釈しやすくするため、出現回数が 30 回以上の抽出語に絞って出力した。共起ネットワーク図（図 3）の中央部に「児童自立支援施設」「児童養護施設」「職員」「施設」「来る」「行く」「ケース」「話」の語のまとまりが確認された。右側には「当該児童」「母親」「出る」「入る」「被害」、左側には「ケースワーカー」「施設」「来る」「一時保護」「児童」などのまとまりが確認された。

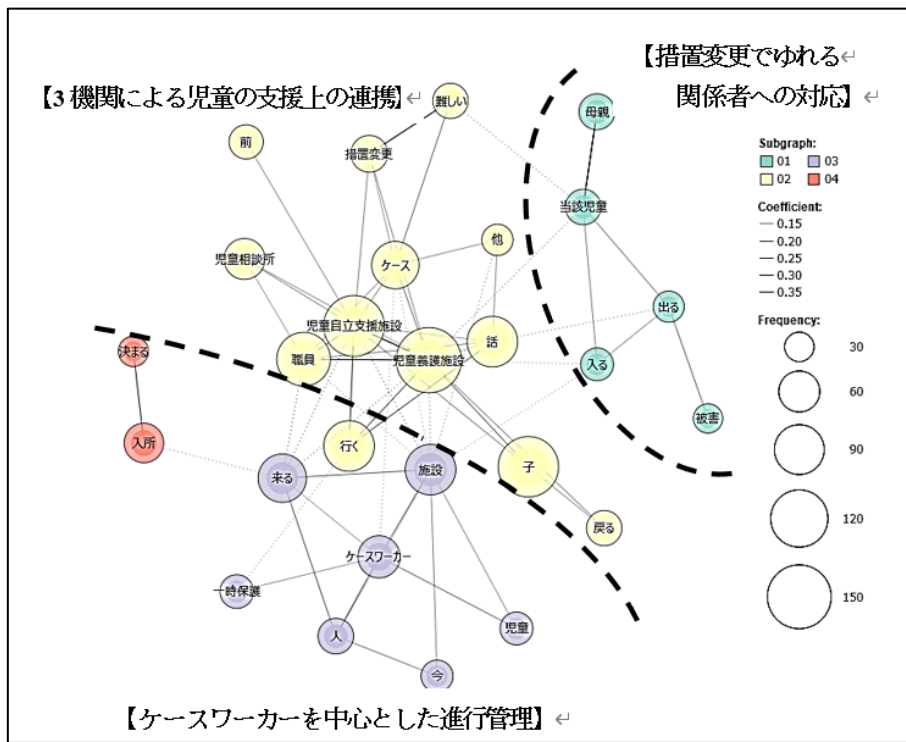


図3 措置変更児童への支援を取り巻く連携の共起ネットワーク図

⑥考察

以下、質的調査2「支援困難事例（措置変更）の3機関の関わり方に関する実態調査」の結果から読み取れる考察を記述する。

中央部に位置する「3機関による児童への支援上の連携」においては、児童養護施設と児童自立支援施設において強い結びつきが見られた。また、その際にはそれぞれの施設が「行く」ことを通じて支援を展開していることが窺える。この「行く」について、KWIC コンコーダンスにより、前後の文脈を確認したところ、「措置変更によって児童自立支援施設に行く」といった文脈のほか、「一時保護中の児童に児童自立支援施設職員が会いに行く」という入所前のアドミッションケアとしての関わり、「児童自立支援施設の行事の際に児童養護施設職員が面会に行く」といったインケア期間での交流を示すもの、「児童自立支援施設退所後の進学先・措置変更先の見学に行く」といったリービングケアにあたる内容が確認でき、各フェーズにおいて各機関が多面に「行く」ことを通じて切れ目ない支援を実施していることが読み取れる。

また、インタビュー全体の頻出語の上位2つを「児童養護施設」と「児童自立支援施設」の2語が占めており、その2語が太い繋がりを有していることから、措置変更児童への支援について考える際には2つの施設が中心となって展開していくことが推察される。

措置変更児童への支援を取り巻く連携の共起ネットワークの左側に位置する「ケースワーカーを中心とした進行管理」では、児童と一時保護所を含めた各施設について、その全てがケースワーカーを経由して繋がりを持っている様相が掴み取れた。また、ケースワーカーは「来る」とも結びついており、先述した施設の「行く」同様、ケースワーカーもまた、施設に足を運ぶ（＝来る）ことを踏まえた支援を行なっていることが窺える。

そして、右側には「措置変更でゆれる関係者への対応」が位置する。児童養護施設等から児童自立支援施設へ措置変更される際、多くの児童は問題行動等が見られたために措置変更がなされる。中にはその問題行動が何らかの加害被害関係を生むようなものであり、児童本人のみならず、保護者等にも大きな感情のゆれをもたらすものと言える。そういった場合、各施設・児童相談所ら各機関は当該児童への支援のみならず、保護者に対するフォローや、原籍施設への再度の措置変更を目指す場合は、被害児童の状況を視野に入れるなど、従来の支援に加えて、別の視点も持ち合わせて支援を行う必要があると言えるだろう。

⑥考察

以下、質的調査2の調査結果から読み取れる考察を記述する。

「3機関による児童の支援上の連携」や「ケースワーカーを中心とした進行管理」で示された、各機関が多方面に足を運ぶことで連携を図っている様相は、質的調査1において示された結果と共通点が見られることが挙げられる。質的調査1においては、児童自立支援施設が戦略的に他機関にアプローチを行い、児童の状態像の共有を図ることで原籍施設からの児童への眼差しをポジティブなものに変容させようとする試みが浮き彫りになっている。今回の質的調査2では、児童自立支援施設側からだけでなく、児童養護施設職員やケースワーカーが施設訪問等を通じた連携やコミュニケーションを試みている様子が浮かび上がっている。

こうした様相から、措置変更児童への支援が良い方向へと展開していくためには、児童自立支援施設からだけでなく、原籍施設や児童相談所も含めた双方向での「足を運ぶ」密な連携が求められると考えられた。

6. 実践モデルの開発

(1) 児童自立支援施設 A の実践モデル開発の取り組み

①対象施設の概要

A 児童自立支援施設は交代制勤務による定員 36 名の施設である。質的調査 2 の関係機関グループインタビューにも協力をしていただいた施設である。質的調査 2 では、関係機関が連携して切れ目のない支援を実践できた措置変更児童の事例について話を伺った。A 児童自立支援施設や児童養護施設、児童相談所がきめ細やかに連携することによって児童の支援に効果的に活かされたことが分かる内容であった。一方、質的調査 2 の事例で行われた支援が全ての児童にも行えているのか、どの職員も意識的に行っているのかというところではない実態があることも合わせて伺った。実践モデル開発においては、質的調査 2 の事例について A 児童自立支援施設での実践を振り返ってエッセンスを抽出して分析することで、その他の児童にも同様に効果的な支援ができるような実践モデルを開発することを目指した。実践モデルの開発後は、A 児童自立支援施設の中で共有して活用するとともに、他施設での活用も視野に入りたい。

②ワーキングの経過

A 児童自立支援施設の職員 2 名と共同研究者とでワーキンググループを結成し、計 3 回のワーキングを経て実践モデルを開発した。ワーキングの実施日時と内容は以下の通りである。

<第 1 回：2024 年 6 月 14 日 実践モデル作成の目的を共有>

共同研究者より、A 児童自立支援施設における入所児童や実践の特徴、実践モデルの開発を行っていくにあたっての手順等を説明し、措置変更児童の切れ目ない支援ための連携モデル作りに取り組んでいくことの目的を職員と共有した。

<第 2 回：2024 年 7 月 26 日 実践モデルとなる事例について議論を深める>

質的調査 2 で聞き取った事例をもとにプリケア～アフターケアまでの各時期において、どのようなことを意識して関係機関との連携を行ってきたのか、どのように入所児童への見立てや関わりといった実践を行ってきたのかを時系列で聞き取った。聞き取った内容については、ホワイトボードを利用して随時エッセンスとして書き出していき、書き出したエッセンスについて職員に振り返って意味付けしていただく作業を繰り返した。最終的に全ての時期において同様の作業を行い、合計で約 80 のエッセンスが抽出された。

<第3回：2024年8月20日 実践モデルとなる事例について効果的だった実践の分析を行う>

第2回で抽出されたエッセンスをカード形式に落とし込み、同じようなエッセンスごとにグループ化していった。そのグループに再び意味付け（名前付け）をしていき、グループごとの関係を整理することと合わせて、どの時期に重要なエッセンスなのかといった時系列での整理を行っていった。

③実践モデルの概要

A 児童自立支援施設で開発された実践モデルでは、関係機関がどのように連携を行って子どもに働きかけていくのかという【関係機関の連携】と、子どもが措置変更を経て児童自立支援施設に入所してから退所する中でどのようなプロセスを経て主体性をもって生活を送れるように支援するかといった【子ども自身の変化を促す支援】の2つの主軸がある。

【関係機関の連携】においては、図4,5で図示したように関係機関の役割濃淡が連携において意識されていることが分かった。全体的なベースとして児童相談所が位置づいていてケースを扱う役割を担い、プリケアからアドミッションケアで児童養護施設から児童自立支援施設に渡された支援のバトンが、リービングケアで徐々に児童養護施設にバトンタッチされていき、アフターケアで引き続き児童自立支援施設も見守り続けるといった切れ目のない重層的な支援がなされていた。また日々積み重ねたアセスメントや情報は関係機関で随時共有されていることで、各時期の支援の移行においてスムーズな連携がなされていた。

【子ども自身の変化を促す支援】としては、入所の段階から本人の参加が重要視されており、措置変更される受動的な存在ではなく、主体的な存在として措置変更を経験する工夫がなされていることが分かった。またインケア～リービングケアにおいて、丁寧で安心できる生活での支援や関係形成が行われる中で、その場しのぎではなく次につながることを子ども自身が意識して生活することができている。生い立ちや関係形成のしんどさに触れる中でリービングケアに向けた足場固めが行われ、子どもが職員と一緒に進路や措置変更といった今後のことを話し合えるような内面の変化が生じて、退所後も切れない関係形成につながっていることが分かる。

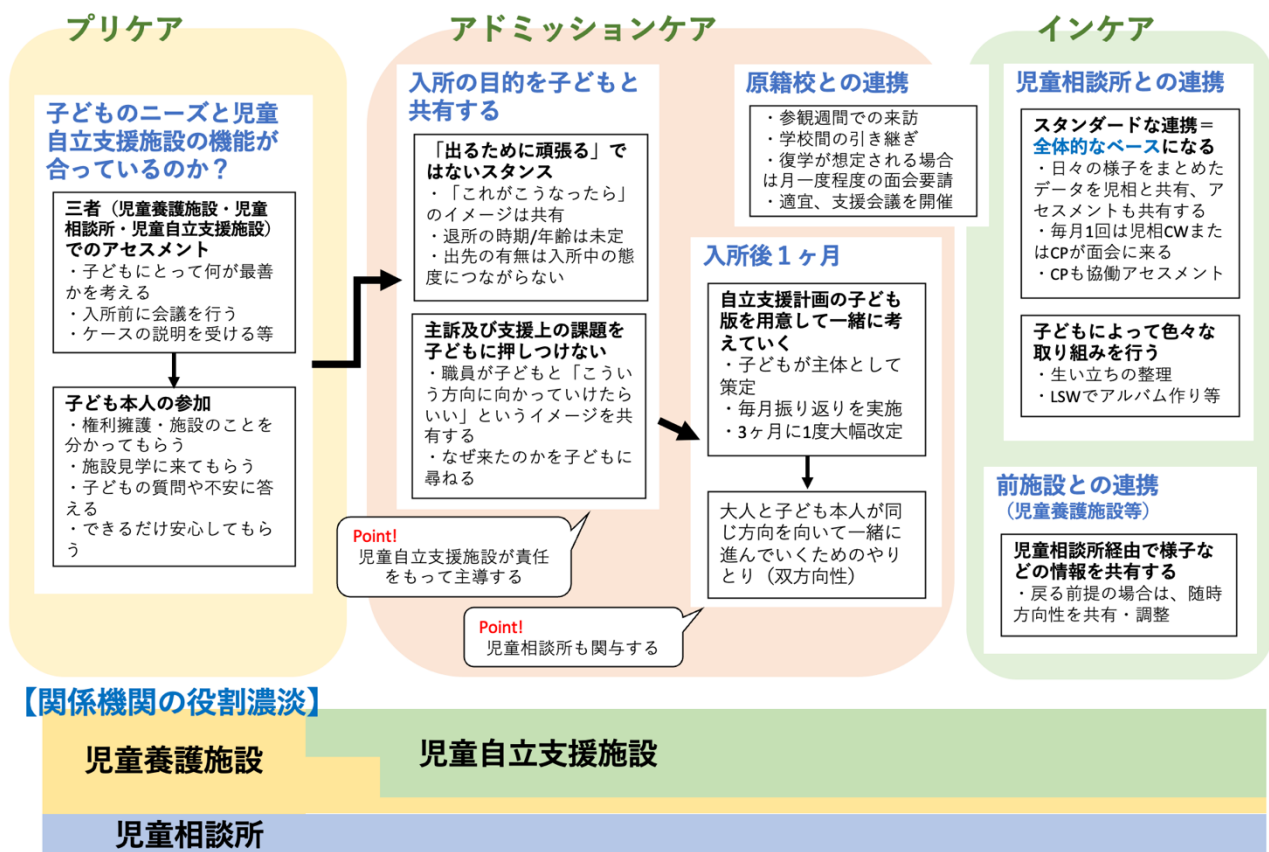


図4：A 児童自立支援施設における実践モデル（プリケア～インケア）

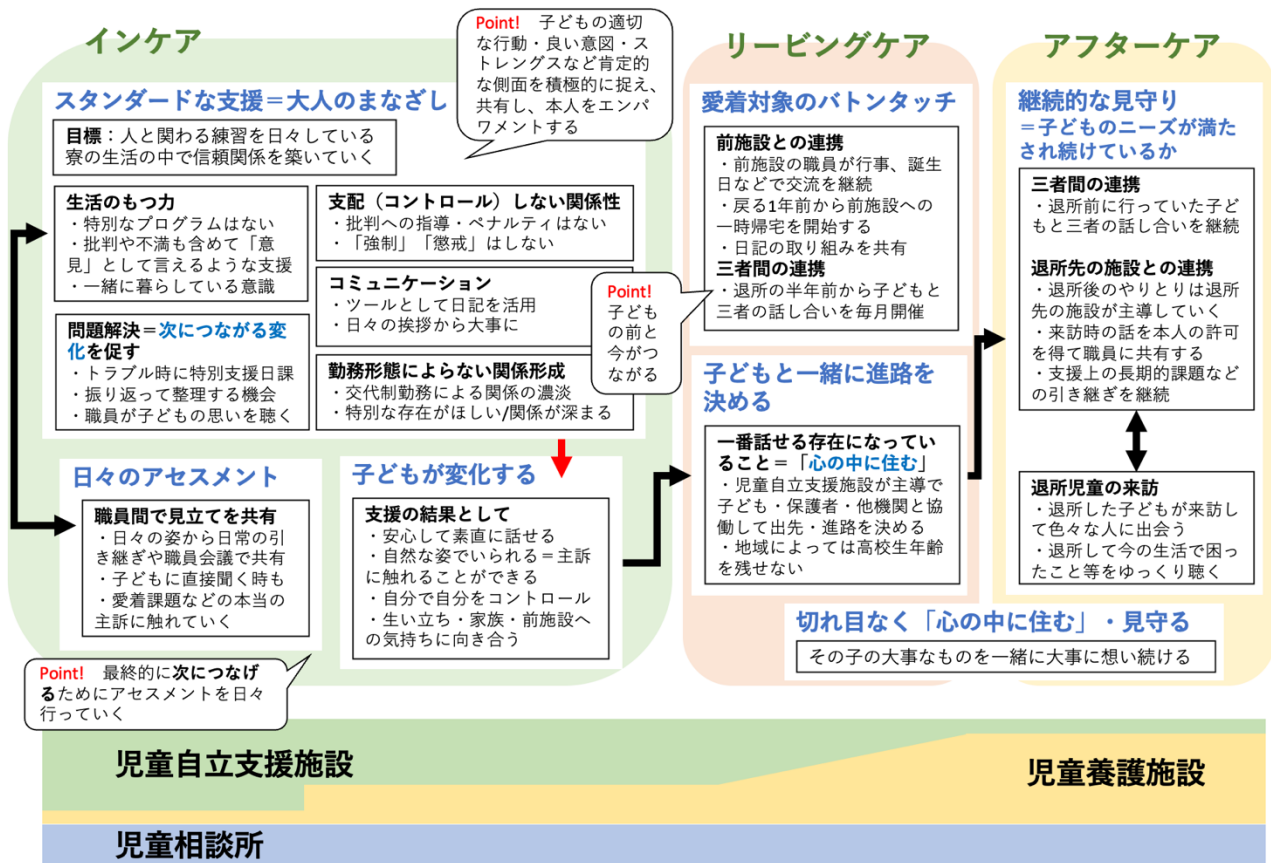


図5：A 児童自立支援施設における実践モデル（インケア～アフターケア）

④考察

今回の実践モデル開発を通して、どの時期においても子どもがケースワークの中に一緒に参加していること、措置変更になった主訴やそれ以外の課題についてのアセスメントがしっかりとなされていることが措置変更児童の支援にとって必要であることが可視化された。このように各時期における支援のポイントが可視化されたため、他のケースや施設においても活用できるものになったと思われる。また関係機関の連携において、それぞれの時期にどの機関が主体となって関わるのか、それを他の関係機関がどうサポートするのかといった役割分担を明確化することで、子どもにとって最善の支援・連携がうまくできるということが示唆された。

(2) 児童自立支援施設Bの実践モデル開発の取り組み

①施設の概要

B 児童自立支援施設は交代制勤務による定員 60 名の施設である。B 児童自立支援施設では、児童が主体的に自立支援計画を立て、関係者に情報共有を行う取り組み、退所児童に対する構造的なアフターケア計画、退所児童が気軽に施設を訪問することができるような施設行事を開催している。

②ワーキングの経過

B 児童自立支援施設では、2024 年 6 月から 9 月にかけてオンライン開催も含め、計 4 回のワーキングを実施した。

<第 1 回ワーキング（2024 年 6 月 3 日）>

実践モデル開発を進めていくにあたり、第 1 回ワーキングでは、ワーキングメンバーと研究グループメンバーの顔合わせのほか、本研究の調査結果をもとに、B 児童自立支援施設の強みと課題について整理を行った。整理を進める中で、先述したような施設の取り組みが語られる一方、措置変更児童が B 児童自立支援施設に入所をする際、児童相談所から提供される児童の情報と、施設が求める情報の間に齟齬があることが語られ、プリケア・アドミッションケアにおける児童相談所との連携強化が課題として列挙された。

<第 2 回ワーキング（2024 年 7 月 16 日）【オンライン】>

第 1 回ワーキングの結果を受け、プリケア・アドミッションケアにおける児童相談所との連携強化をどのように実施するか、検討を行った。検討の結果、特に情報の不足がある性的事案による入所児童、措置変更児童について、B 施設が求める情報を記載したアセスメントシートを作成することとなった。

<第 3 回ワーキング（2024 年 7 月 23 日）>

第 2 回ワーキングで決まった方針を受け、施設へ訪問しアセスメントシートの具体的な内容・項目についてヒアリングを行った。性的事案については、実際に起こった事案の詳細、児童の性的発達の状態、事案に対する内省などについての項目を盛り込むこととなった。また、措置変更児童については、保護者の情報や、退所後の居所の予定、原籍施設での生活の様子などについて盛り込む形となった。

<第 4 回ワーキング（2024 年 9 月 6 日）>

第 3 回ワーキングで定めた項目を基に、研究チームでアセスメントシート案を作成し、ワーキング内で内容の確認、修正、ブラッシュアップを行い、ここでの結果を受けたアセスメントシートの完成とした。

③実践モデルの概要

ワーキングの結果、B 児童自立支援施設では、プリケア・アドミッションケアにおけるアセスメントの向上が必要であり、児童相談所—児童自立支援施設で適切で正確な情報共有することで、切れ目ない支援を実現することを目指し、以下アセスメントシートを作成した（図6）。

図6：B 児童自立支援施設 入所にかかるアセスメントシート

**B 児童自立支援施設
入所にかかるアセスメントシート**

記入日： 年 月 日
記入者： 年 月 日

| | | | | |
|----------------------------|---------|---------------------|---------|----------|
| 児童氏名 | 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 性問題への関与 | | | | |
| 事業発生日 | 年 | 月 | 日 | 発生日 |
| 事業までの事業発生回数 | 回 | 事業の頻度 | 回 | 主な事業発生場所 |
| 加害児童の情報 | | 被害児童の情報 | | |
| 氏名 | 性別 | 氏名 | 性別 | |
| 年齢 (事業発生前) | 学年 | 年齢 (事業発生前) | 学年 | |
| 知的能力 | 発達障害の有無 | 知的能力 | 発達障害の有無 | |
| 性加害の経験 | 性被害の経験 | 性加害の経験 | 性被害の経験 | |
| 非 暴 力 の 歴 史 | | | | |
| その他 () | | | | |
| 暴 力 の 歴 史 | | | | |
| その他 () | | | | |
| 加害児童の経験した部位 | | 被害児童に経験させた部位 | | |
| 加害児童が退めた部位 | | 被害児童に退めさせた部位 | | |
| 加害児童が手加減を挿入した部位 | | 被害児童に手加減を挿入させた部位 | | |
| 加害児童が性器を挿入した部位 | | 被害児童に性器を挿入させた部位 | | |
| 加害児童が射精した箇所 | | 被害児童に射精させた箇所 | | |
| 加害児童の経験人数 (上記児童を含む) | | 被害児童の経験人数 (上記児童を含む) | | |

1 / 4 ページ

| | | |
|---------------------------------|--|---|
| 暴 力 の 歴 史 | 事業はどのように始まったか | |
| | 事業はどのように終わったか | |
| 性 問 題 の 歴 史 | その他身体的暴力・心理的暴力 などを伴っていたか | その他暴力の内容 |
| | 発覚の経緯 | |
| 発 覚 の 対 応 | 加害児童 | 被害児童 |
| | 緊急受診 事後指導・ケアの内容 | 緊急受診 事後指導・ケアの内容 |
| 性 問 題 の 歴 史 | 事業に対する内容 | |
| | 声変わり 精通 アダルト写真集を持っている Hな動画を見たことがある キスしたことがある | 陰部の発毛 マスターベーション 成人雑誌を見たことがある いつもHなことを考えている 性交渉したことがある |
| 家 族 の 関 係 | 一緒に行動していることが多い児童 児童・児童集団の属性 | 一緒に行動していることが多い児童 児童・児童集団の年齢層 |
| | 被害者の経緯 家族と同居で暮らしている 社会的養護施設等への入所経緯 | 家族内暴力の経緯 主な対象 同居相手 家族からの性情報の経緯 被害者の経緯 主な対象 |
| 設 施 で の 性 暴 力 | 仲良くしていた児童がいる 施設内暴力の経緯 他の児童がはじめを受けていた 相談できる人がいた | 主な対象 施設内暴力の経緯 主な対象 他の児童が性的な被害を受けていたのを 知っている |
| | 生活の様子 | |

2 / 4 ページ

| | | |
|-------------|----------------|----------|
| 学校名 | 学年 | 在籍学期 |
| 療育手帳の有無 | 取得年月日 | 取得場所 |
| 本人の住民票 | 住所 | 備考 |
| 保護者氏名 | 住所 | |
| 前職校での成績 | 国語 | 学力の目安 |
| | 算数(数学) | 学力の目安 |
| 現在の様子 | 授業中の様子 | 友人との交友関係 |
| 一時保護 | 保護開始日 | 一時保護期間 |
| 生活の様子 | 学習の様子 | |
| その他 特記事項 | | |
| 中学卒業後の居所 | 特別支援学校への進学の可能性 | |
| 在籍校一覧 | | |
| 小学校 | 在籍期間 | 備考 |
| | 年 月 ~ 年 月 | |
| | 年 月 ~ 年 月 | |
| | 年 月 ~ 年 月 | |
| | 年 月 ~ 年 月 | |
| | 年 月 ~ 年 月 | |
| | 年 月 ~ 年 月 | |
| | 年 月 ~ 年 月 | |
| | 年 月 ~ 年 月 | |
| | 年 月 ~ 年 月 | |

3 / 4 ページ

| 暴力の内容 | | | | |
|-------------------|----|------------------|----|-------|
| 内容 | 有無 | 内容 | 有無 | 暴力の箇所 |
| 個室に侵入する | - | 被害児童の服を脱がす | - | |
| 下着を脱ぐ | - | 加害児童の服を脱がすよう強要する | - | |
| AV等を見せる | - | 加害児童と被害児童がキスをさせる | - | |
| 裸を撮る | - | 被害児童の体を触る | - | |
| 裸を記録・撮影する | - | 被害児童に裸を触らせる | - | |
| 裸になることを強要する | - | 被害児童に裸を脱がせる | - | |
| 自慰行為を強要する | - | 加害児童が手加減を挿入させる | - | |
| 加害児童と被害児童の性行為を見せる | - | 被害児童に手加減を挿入させる | - | |
| 施設同士に性行為をさせる | - | 加害児童の服を挿入させる | - | |
| その他 | | 被害児童に性器を挿入させる | - | |
| | | 加害児童が射精させる | - | |
| | | 被害児童に射精させる | - | |
| | | その他 | | |

4 / 4 ページ

本シートは、B 児童自立支援施設への入所前に児童相談所-児童自立支援施設間で行われるヒアリングに臨む際に、もれなく情報伝達することを補うツールである。シートは全 4 枚構成で児童相談所の書類ではなかなか記載されていない項目についてピックアップされている。シートは Microsoft Excel を用いており、ドロップダウンによる選択肢も設けている。また、回答必須項目はグレーにするなど回答漏れがないことを主眼にしている。なお、シートには以下の項目が記載されている（表 47）。

表 47：アセスメントシートの項目

| 項目 | 具体的な内容 |
|--------|--------------------------|
| 性問題 | 加害児・被害児の情報、性暴力の態様、発覚後の対応 |
| 生育歴 | 性の発達・関心、家族関係 |
| 前籍施設情報 | 施設での生活、一時保護所での様子 |
| 学校情報 | 前籍校情報、これまでの経歴 |

このシートに加え、児童相談所から提供される書類のほか、児童の入所前に児童相談所と一緒に原籍施設への訪問による児童の情報収集を行うことで、精度の高いアセスメントを行うこととした。

④考察

本ワーキングを進める上で、考察と課題について述べる。

今回のワーキングでは、施設の課題としていたプリケア・アドミッションケアにおいて児童相談所と連携する際に「ツール開発」という形で可視化したことは双方にとってわかりやすく、「何をしたらいいのか」がハッキリとしている点で有用であると思われる。また、共通書式でのやり取りを通して、児童自立支援施設がどのような情報を求めているかを伝える一助にもなり、結果的に回転率が早く、経験年数の短い児童相談所のケースワーカーを助ける可能性もあるだろう。また、このシートに盛り込まれた項目はその大半が B 施設がこれまでヒアリングの際に口頭で確認していた内容であるため、作業効率化にもつながったと考えることができるだろう。

その一方で課題も存在する。今回は時間的な制約もあり、プリケア・アドミッションケアにおけるアセスメントシート開発に着手したが、本来的には包括的なモデル開発が望まれる。今後インケアやリビングケア、アフターケアとも関連させて実践モデルをブラッシュアップさせることを視野に入れていきたい。

もう一つの課題は、シートの形骸化の問題である。実は B 施設では以前にも性問題に対するアセスメントシート開発を児童相談所と協働で開発した経緯がある。しかしながら担当者の異動等や、シートが

性的問題による入所児童のみにしか用いられないなどの理由により忘れ去られ、現在はほとんど使用されていないとのことであった。今回のアセスメントシートは性問題のみに焦点を当てたものではないため、より使用頻度は高いが、形骸化せぬよう定期的なフォローアップをすることで経過を見ていきたい。

(3) 児童自立支援施設Cの実践モデル開発の取り組み

①C 児童自立支援施設の概要

C 児童自立支援施設は交代制勤務による定員 40 名の施設である。施設内の支援システムとしてステージ制を導入しており、入所から退所までの間、個人の課題の克服に向けて児童と職員が一緒に取り組んでいけるシステムを構築している。ステージが上がっていくことに帰宅訓練を実施したり、地域での試験登校を開始したりとできることの幅が広がっていく。

②実践モデル開発のためのワーキングの経過

<2024 年 3 月 21 日 第 1 回ワーキング>

当研究会より研究の概要、量的調査 1 の結果を報告した上で、C 施設における、措置変更児童への支援の実態について聴取した。入所時に原籍施設引き取りを目指すという話になっていたとしても、後になって「引き取りは難しい」と言われることが多く、C 施設と原籍施設との間でコンセンサスの形成が難しいケースが一定数あることが浮かび上がってきた。

また、児童養護施設等の職員と本音で話をする機会がないことも議論にあがった。在宅から施設入所したケースであれば、保護者と綿密に連携を取りながら支援を進めていくが、措置変更児童の場合はそのような連絡は取っていないことが現状であった。原籍施設への引き取りを目指すのであれば、密に連携を取りながら原籍施設職員が児童に対する気持ちを整理する時間が必要なのではないかとの意見が挙げられた。

次回のワーキングにて、「原籍施設職員の心境を確認し、それをその後の支援に繋げる」ことや「原籍施設職員にも家庭と同様の支援を行う」ことの具体策について議論することを共有した。また C 施設内でワーキングチームを組織し当研究会とのワーキング以外にも施設内でワーキングを行い、実践モデル開発を進めていくことを確認した。

<2024年4月30日 第2回ワーキング>

前回ワーキングの振り返りを行った上で、原籍施設との意見交換や連携をとるための方策について議論を行った。

<2024年5月18日 第3回ワーキング（オンライン）>

措置変更児童と原籍施設とが「お互いやり直そうよ」という気持ちになっていくためにC施設がどのようなアプローチを行っていけるか、原籍施設と児童との間をどのように取り持っていけるかについて具体的な方策を施設内ワーキングチームでの議論で検討していくことを確認した。

自立支援計画やC施設の特徴であるステージ制と絡めながらモデルを形作っていくことで今後の方向性を定めた。

<2024年6月15日 第4回ワーキング（オンライン）>

当研究会より質的調査1の調査結果について報告。

<2024年8月27日 第5回ワーキング>

C施設より完成した実践モデルを提示してもらい、当研究会と意見交換。今後作成した実践モデルを試行しながらブラッシュアップしていくことを確認した。

③C 児童自立支援施設における実践モデルの概要

C施設における実践モデルは表48として表される。C施設では、これまでの支援の中心となっていたステージ制と絡める形で実践モデルを構築しており、その主たるテーマは「いかにして児童が元居た場所に戻っていくか（そのためにどのような支援を行うか）」である。

もともと施設内の支援の枠組みとしていたものを活用して実践モデルを構築したため、措置変更児童、地域からの入所児童を問わずに、C施設における入所期間中に児童や原籍施設（もしくは保護者）が目指すべき目標がスモールステップで示される形となっている。

縦軸で示される「帰省先」「交流」「主訴」「関係再構築」「地域」のそれぞれの項目について、横軸に沿ってそれぞれのステージのタイミングで達成することが望ましい目標が明記されている。施設内の各職員は表48に示された項目についてのアセスメントを行いつつ、児童や原籍施設（もしくは保護者）の状況について進捗把握をしながら支援を進めていくこととなる。

また、C施設においてはこれら表 48 で示された項目を自立支援計画に反映させることも想定している。自立支援計画票として、それぞれの時期における児童の現状や支援実態等を確認し評価した上で、次のステージでどのような支援を展開していくのか、具体的な取り組み内容を定めていく役割を、実践モデルを用いて落とし込んでいる。

表 48 : C 施設における実践モデル

| 【進捗状況(全体)】 | | | | | | | | | | | |
|------------|------|-------------------------------------|----------------------|-------------------------------------|--|--------------------------|--|-------|-------|-------|-------------------------------------|
| 開始日(所要期間) | | ステージ1 | | ステージ2 | | ステージ3 | | ステージ4 | | ステージ5 | |
| | | 令和6年4月1日 | 2月 | 令和6年6月1日 | 6月 | 令和6年12月1日 | 4月予定 | 令和年月日 | 令和年月日 | 令和年月日 | 月 |
| 属省先 | 子ども | <input checked="" type="checkbox"/> | 家庭(前施設)での生活を受け入れている | | | | | | | | <input checked="" type="checkbox"/> |
| | 保護者等 | <input checked="" type="checkbox"/> | 子どもとの生活を受け入れている | | | | | | | | |
| | 子ども | <input checked="" type="checkbox"/> | 保護者(前施設職員)との面会を望んでいる | <input checked="" type="checkbox"/> | 面会や行事で保護者(前施設職員)と会っている | | | | | | |
| | 保護者等 | <input checked="" type="checkbox"/> | 子どもとの面会を望んでいる | <input checked="" type="checkbox"/> | 面会に予定り、行事に参加している | | | | | | |
| 主訴 | | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 適切な生活習慣が身に付いている | | | | | | |
| | | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 主訴の背景(アセスメント)を理解している | | | | | | |
| | | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 主訴の要因が自らにもあることを認めている | | | | | | |
| | | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 被害者等の気持ちを理解している | | | | | | |
| | | | | <input type="checkbox"/> | 自らの心壁等について保護者(前施設職員)と話し合っている | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| | | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 主訴の背景(アセスメント)を理解している | | | | | | |
| 関係再構築 | 子ども | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 家庭(前施設)生活のために自らすべき取組を見つけている | | | | | | |
| | 保護者等 | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 自らすべき取組を受けながら実践している | <input type="checkbox"/> | 自らすべき取組を主体的かつ意識的に実践している | | | | |
| | | | | <input type="checkbox"/> | 子どもが家庭(前施設)で生活できるための具体的な取組を受けながら考えている | <input type="checkbox"/> | 子どもが家庭(前施設)で生活できるための取組を受けながら考えている | | | | |
| | | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 面会や行事で子どもや保護者(前施設職員)と会っている | | | | | | |
| 地域 | | | | <input checked="" type="checkbox"/> | 主訴の背景(アセスメント)を理解している | | | | | | |
| | | | | <input type="checkbox"/> | 子どもや家庭(前施設)の意向を示している | | | | | | <input type="checkbox"/> |
| | | | | <input type="checkbox"/> | 子どもと保護者(前施設職員)の意向に沿った支援体制や具体的な取組を考えている | | | | | | |
| | | | | <input type="checkbox"/> | 子どもや保護者(前施設職員)の意向に沿った支援体制や具体的な取組を促している | <input type="checkbox"/> | 子どもや保護者(前施設職員)の意向に沿った支援体制や具体的な取組を促している | | | | |

④考察

C施設において策定した実践モデルについて、考察と今後の課題を以下の3点に分けて記述する。

1点目はC施設に由来からあった支援の枠組みを活用したことにより、施設全体への広がりが見込める点である。これまでも用いていたステージ制という枠組みは、入所児童にとっての見通しやモチベーションに繋がる側面があった一方で、次のステージに進むための基準が曖昧だという課題を有していた。今回の実践モデル策定では、入所児童への支援について、一定の基準や目標を設けることで施設に由来からあった課題をクリアにすることに繋がっている。元来から職員全体に周知された枠組みをベースに実践モデルを策定したことで、比較的抵抗感少なく、施設全体に広がりを見せていくのではないかと予想される。さらに、自立支援計画とも絡めることで、日常業務に落とし込まれることや、職員全体が同じ視点で支援を行うことにもつながると推察される。

2点目は措置変更児童特有の取り組みではなく、それ以外の児童にも援用可能な枠組みを構築した点である。今回C施設で構築した実践モデルは、措置変更児童への支援への現状や困り感を出発点にしつつも、その実践範囲は措置変更児童に留まらない。すべての児童に共通の枠組みで支援を検討していくことは、施設としての実践経験の蓄積、施設文化の醸成にもつながっていくことが期待される。

3点目は策定した枠組みをいかに児童の日常支援に落とし込むか工夫が必要である点である。今回の実践モデルで示した各項目は、あくまで各入所児童が目指すべき抽象的な支援目標であり、これらの項目を達成しようと考えた際にはより具体的な日常における取り組みが必要となってくる。児童のアセスメントからプランニングを通じて日常への落とし込みが求められており、施設内でのコミュニケーションやスーパービジョンもそれらを支える一要素であるといえる。今後実践モデルを試行する中で、こうした課題を乗り越えるための方策が求められる。

7. エキスパートへの意見聴取

(1) 児童自立支援施設寮長を経て、現在は関東地方の児童相談所長を務めている方に3つの児童自立支援施設での実践モデルについて意見聴取をした。

児童養護施設等から不適応などで児童自立支援施設へ措置変更の打診があり、協議の末前施設に戻るという支援計画を立てていたが、措置変更をしたところ、児童養護施設側から今後このケースは受け入れがたと訴える、いわゆる“梯子を外される”ということはいしばしば起こる。その背景には、児童養護

施設によって力量の違い、また施設の文化もあるため、一概には言い難いが、申し渡しが適切に行われていない中で、“とりあえず”一時保護をしてほしいと言ったケースもある。しかし、一時保護所で何をさせるのか、何を反省してもらうのか等不明瞭なまま一時保護を開始することもあり、その不明慮な流れを引きずったまま措置変更に至ることもあるという現状を伺った。また、3施設での実践モデルについての意見については以下に記す。

<A 施設について>

率直に“インケア”“リービングケア”等の名前を知っていても、支援内容を知らない児童相談所のケースワーカーも増えてきているのではと感じる。アフターケアはどちらかと言えば、後始末のような対応になることも多く、そういうことが起きないようにインケア、リービングケアに着目することが大切である。この時期に何をするのが適切なのかということが図表になっており、わかりやすく参考にしたい。職員と子どもがイメージを共有し、一緒に目標を立てることは簡単そうに聞こえるが、とても重要な要素である。気になる点として挙げるならば、児童自立支援施設内でのインケアの部分でLSW（ライフストーリーワーク）を実施する時間を担保できるのかという点である。あえて、時間を取ることは児童自立支援施設の中では難しさもあるため、日々の生活の中で伝えることが大切になってくると思われる。また、“入所してきた課題の解決”が埋もれてしまわないように、図面に加わるとブラッシュアップされるのではないかとご意見をいただいた。

アフターケアという視点では人との綱がりが大きく、人が変われば（異動や退職）関係性が切れてしまうことも容易に想像できるだけに、課題も残る。

<B 施設について>

アセスメントシートは一つとしての目安として、使えるのは非常に評価できる。最低限ここは確認しておきたいというスタンダードを児童相談所と施設の間で作れるということも評価できる。この施設では以前にも作成した経過があったとのことだが、定着しにくかった要因として、「そんなことまで聞くのか」「性的な興味がいつからあったのか」などアセスメントシート作り、分析をしたかったが、生かせなかった経緯がある。その経緯があるだけに、関係機関と共通の言葉で情報を共有できること、作業の効率化などの課題をクリアにし、定着することを期待したい。

<C 施設について>

ステージ制を導入して、現状の見える化が図られている。その一方で、自己評価と他者評価が違った際に誰がどのように判断していくのかなど課題もあるのではないかと感じられた。

児童自立支援施設の文化に馴染むのかという議論も起こりうる、非常にハイレベルなプログラムな印象を受ける。できないことが露呈した場合どのようにして次のステージにあがっていくのか、前施設に戻るために本人を取り巻く課題をどうやって解消していくのか等、非常に興味深いものである。

課題や問題意識の持ち方など、ステージ制を導入したことによっての、職員の意識付けや推進力、支援者同士での現状の把握の仕方という面では大きな意味のある取り組みであると感じる。

(2) 2か所の児童自立支援施設において長年、夫婦で実践され、現在は児童自立支援施設で施設長をされている方に、3つの児童自立支援施設での実践モデルについて意見聴取をした。

報告書から3施設がそれぞれ特徴ある支援や連携、アセスメントに力を入れ、切れ目ない支援の実現を目指しておられるのが伝わってきました。Aはプリケアからアフターケアまで職員には分かりやすい図表で可視化された。また「point!」の挿入も良くて頷ける。Bのプリケア・アドミッションケアのアセスメントシートは、入所前に児童相談所に対して、最低限の児童の情報を求める気持ちは十分に理解できる。また、児童の「性」に関する情報もかなり有用である。問題は児相側がきちんと聞き取りできているかである。Cの「ステージ制」は判定の際の職員の客観性をどう担保するのか。また、児童の心理面や対人スキル（コミュニケーション能力）のステージもあればと思うこのステージ制が児童の安心・安全、職員のスキルアップに繋がると、いい取り組みになると思う。

帰属するところが無い子は残念ながらいる。今回の神戸性暴研の研究は正にそういう子どもたちが対象になると思う。ブツブツ切れる関係になるのは大人側（施設側）が「もう無理だ」という状況になるからである。施設が変わるにしても「戦略的」に措置変更することが望ましい。例えば戦略的に早めに一時保護するとか煮詰まる前にレスパイトの一時保護をすとか。施設側からでも児相側からでも何らかのアクションが必要だと思う。今、当園の中卒児寮には4名います。他県の全寮制高校に行っているA君は夏休みのような長期の休みになると、措置で中卒児寮に「帰省」する。その間、外でアルバイトをして、休みが終わると、高校の寮に帰り措置解除となる。これも戦略的な支援の一つかと思う。子どもと繋がるというのは、「しんどい時でも嬉しい時でも連絡して来いよ。顔見せろよ。」と大人の側が伝えて、それを子どもが「そうなんだ」と思いずっと繋がっていくことが大切なのではないかと私は思っている。

神戸性暴研遠藤代表が「児童自立とWITHの心」（旧非行問題）に『児童自立支援施設の専門的援助の中核は「暮らし」であり、「暮らし」の中で児童自身が持つ生活上の課題を解決あるいは緩和し、退所後の自立した生活に結びつける』と記されているように、日々の「暮らし」を研ぎ澄まし、子どもたちの

傷ついた心を癒すことがこれ以上ない高機能化だと思う。児童自立支援施設はあらゆる面で「戦略」が胆である。それをどう時代にあった形にアップデートするかだ。「暮らし」中でたくさんプロのスキルがある。それを自覚をもって実践する。そしてしっかり発信していくことが大切。一般の人にここがどういう施設なのか分かるように。今回、3施設の取組みを知り、児童自立支援施設の「措置変更」と「児童間性暴力」の課題に我々が今後どう向き合っていかなければならないのか大きな示唆を得たことに感謝申し上げる。

8. まとめにかえて

児童養護施設等において入所児童が逸脱行動（特に性的逸脱行動）を起こした際、十分なアセスメントがなされず、ステレオタイプな児童自立支援施設への措置変更を行っている事例が多い中、児童自立支援施設への措置変更時から、中学校卒業時に元施設で再度受け入れるために、児童相談所・元施設・児童自立支援施設の3者で協議をしていたケースや元施設に戻ることに困難なため、児童相談所が早期に児童の進路を見据えた方針を決め、その方針に沿って各施設が支援を続けていたケースがあった。

考察として、措置変更児童を切れ目なく支援していくためには、以下の3つのポイントがあると考えられる。

- ① 平常時から各施設・児童相談所が顔の見える関係にあること
- ② 施設が積極的に外部と関わろうとすること
- ③ 児童相談所が措置権者としてイニシアチブをとること

①については、児童の入所後に担当ケースワーカーが定期的に面会に行くことで、児童との関係の継続だけでなく、施設職員とも顔の見える関係になり、日々の情報共有や相談が気軽にできることで今後の支援が円滑に進むと考えられる。また面会回数が児童の生活にも影響しており、平常時に面会をすることで「部活動頑張ってるね」などの褒められる経験を積み重ねることが可能であり、さらに逸脱行動を起こした際の指導も行いやすいと考えられる。日々の面会を行わず、逸脱行動を起こした際にのみ面会に行く、もしくは通所指導をするといった例も少なくないが、日々の関係構築ができていないため、児童は「自身に関係のない大人に何か言われている感」を持ち、指導に効果がないばかりか、逆に「問題を起こせば会いに来てくれる」と考え、逸脱行動を強化する恐れもある。したがって、入所児童につ

いては、担当ケースワーカーが定期的な面会を行い、児童だけでなく施設職員ともコミュニケーションをとることで、逸脱行動発生時も効果的な支援ができると考えられる。

②について、前述のとおり、担当ケースワーカーが積極的に施設に足を運ぶことが重要ではあるが、現状、面会の回数はケースによってバラつきがある。そのため施設側からも児童相談所等関係機関に現状等を発信していくことが求められる。A自治体では、児童自立支援施設と児童養護施設の連絡会を定期的に行っており、措置変更後の定期的な面会の必要性や児童自立支援施設退所後の受け入れ調整等について、協議する場が設けられている。児童相談所が中心となり児童の支援を考えていくことが望まれるが、施設側も受け身になるのではなく、主体的に他施設・他機関と連携をしていくことが重要である。

措置変更児童は、家庭引き取りが困難な養護性が高い児童であるため、愛着対象となりうる大人が継続して関わる必要があるが、児童によっては、措置変更後は原籍施設とのかかわりがなく「見捨てられ感」を持つことが少なくない。原籍施設に戻ることが難しい場合でも、『『誰か一人でも自分のこと愛してくれる人がいる』と感じられるだけでこの子の人生は変わる』とインタビューで話す施設職員もおり、元施設に戻れないとしても、当該児童の応援団の一員として、これまでに関わった大人が情報共有をしながら関わり続けることが、児童の成長発達にとっては重要となると考えられる。したがって、施設職員については、入所児童の支援を施設内のみで抱えるのではなく、必要に応じて積極的に外部と連携を図っていく姿勢が求められると考えられる。

③について、措置変更児童の切れ目のない支援を考えるうえで、②にあるように施設間の連携は必要な要素ではあるが、最も重要な要素は児童相談所によるケースワークであると考えられる。一時保護や措置変更は、本来児童相談所長の権限で行われるものであり、施設からの要望であるものではない。施設からの要望に応じ、一時保護をした場合、児童は「施設に見捨てられた」と感じ、施設職員とのこれまでの関係性が壊れる恐れがある。したがって、児童相談所が壁となり、児童相談所の判断で一時保護すると明確に説明することで、一時保護解除時には元施設にも戻りやすくなるものと考えられる。

措置変更児童の内、特に性的逸脱行動を起こした児童については、被害児童のケアを理由に元施設に戻ることが困難になるが、原籍施設の職員との関係性を継続するためにも、児童相談所が児童に対して措置変更が必要と考えていることを丁寧に説明し、原籍施設とは措置変更後の交流継続を調整していくことが重要となる。児童自立支援施設にも入所前から入所後の支援方法や原籍施設との交流について協議をしておくことで、切れ目のない支援が実現されるものと思われる。

児童自立支援施設の入所児童の大半が中学校卒業時に退所するため、措置変更児童については、進路に応じて、その後の生活場所を考えておかなければならず、児童自立支援施設入所後から退所に向けた取り組みが必要となってくる。そのため児童相談所に関係機関からの情報を集め、児童相談所がイニシアチブをとり、ケースワークを展開していくことがもっとも重要であると考えます。

参考文献

遠藤洋二（2015）「児童養護施設から児童自立支援施設へ措置変更となった児童に関する実態調査～ 児童自立支援施設に対する全国調査の中間報告 ～」、『非行問題第 221 号』、P.P. 117-133

厚生労働省（2019）「児童養護施設入所児童等の調査（平成 30 年 2 月 1 日現在）」、厚生労働省

こども家庭庁（2024）「児童養護施設入所児童等の調査（令和 5 年 2 月 1 日現在）」、こども家庭庁

参考文献

佐藤郁哉, 2008, 『質的データ分析法：原理・方法・実践』, 新曜社.

引用参考文献

樋口耕一他：「動かして学ぶはじめてのテキストマイニング」, ナカニシヤ出版, 2022.

林俊克. : 「Excel で学ぶテキストマイニング入門」, 11-12, オーム社, 2002.

今井多樹子, 川端貴寛：テキストマイニングを援用した看護研究の動向—分析方法を中心に—日本看護研究学会雑誌, 45(2), 2177-2199, 2022.